

R7 営繕

南部テクノスクール 阿南・桑野 給水設備改修工事

通し番号	図面番号	図面名	通し番号	図面番号	図面名
01	共-00	表紙・図面目録	16	P-09	4階給水設備改修図
02	共-01・02	営繕工事共通仕様書(1)(2)	17	P-10	2階天井改修図
03	共-03・04	営繕工事共通仕様書(3)(4)	18	P-11	3階天井改修図
04	共-05・06	営繕工事共通仕様書(5)(6)	19	P-12	床面養生図
05	機特-01・02	機械設備工事特記仕様書(1)(2)	20	電特-01・02	電気設備工事特記仕様書(1)(2)
06	機特-03・04	機械設備工事特記仕様書(3)(4)	21	電特-03	電気設備工事特記仕様書(3)
07	機特-05・06	機械設備工事特記仕様書(5)(6)	22	E-01	屋外電気設備配置図
08	P-01	配置図及び付近見取図・支障物件確認図	23	E-02	電気設備1階平面図
09	P-02	機器表及び参考工程表	24	E-03	電気設備2階平面図
10	P-03	給水系統図	25	E-04	電気設備3階平面図
11	P-04	屋外給水設備改修図			
12	P-05	受水槽周り改修図			
13	P-06	1階給水設備改修図			
14	P-07	2階給水設備改修図			
15	P-08	3階給水設備改修図			

課長	副課長	課長補佐	課長補佐	係長	課員	担当

特記

	●工事名 徳島県土整備部営繕課		●図面番号 共-00	ハヤシ設計
	●設計 R6.10	●竣工	●図面名 表紙・図面目録	〒779-3215 名西郡石井町藍畑字竜王51-36 建築設備士 第16C2-7130KG号 林 美文

17. 建設機械等

- ① 排出ガス対策型建設機械
本工事に使用する土工機械は、「排出ガス対策型建設機械指定要領(平成3.10.8 建設省経機発第249号 最終改正 平成14.4.1国総施第225号)」に基づき指定された排出ガス対策型建設機械とする。ただし、排出ガス対策型建設機械を使用できない場合は、平成7年度建設技術評価制度公募課題「建設機械の排出ガス浄化装置の開発」、又はこれと同等の開発目標で実施された民間開発建設技術の技術審査・証明事業、あるいはこれと同等の開発目標で実施された建設技術審査証明により評価された排出ガス浄化装置を装着することで排出ガス対策型建設機械と同等とみなすが、これにより難い場合は、監督員と協議するものとする。なお、排出ガス対策型建設機械あるいは排出ガス浄化装置を装着した建設機械を使用する場合、現場代理人は施工現場において使用する建設機械の全景及び型番等が分かる写真を監督員に提出するものとする。
- ② 低騒音・低振動型建設機械
本工事で使用する建設機械は、「低騒音型・低振動型建設機械の指定に関する規程(国土交通省告示 平成13年4月9日改正)」に基づき指定された建設機械を使用するものとする。現場代理人は、施工現場において使用する建設機械の全景及び型番等、同規程に基づき指定された建設機械であることが分かる写真を監督員に提出するものとする。ただし、同規程に記載されていない機種、規格の建設機械により施工はこの限りでない。なお、同規程に基づき指定された建設機械を現場に供給するが著しく困難な場合は、監督員と協議する。ただし、騒音規制法、徳島県公害防止条例等の関係法令を遵守するものとする。
- ③ 特定自主検査
本工事で使用する建設機械(労働安全衛生法により特定自主検査が義務づけられている建設機械)は、1年内毎に1回特定自主検査を実施済みの機械を使用し、その検査証明書(検査記録表)の写しを工種の施工計画書に添付し提出すること。
- ④ 不正軽油の使用禁止
受注者は、ディーゼルエンジン仕様の車両及び建設機械等を使用する場合は、地方税法(昭和25年法律第226号)に違反する軽油等を燃料として使用してはならない。また、受注者は、県の微税吏員が行う使用燃料の採取調査に協力しなければならない。

18. 遠隔臨場の試行

- ① 受注者は、当初請負対象金額(設計金額)が税込7千万円未満の場合において、遠隔臨場の実施を希望する場合は、「営繕工事の遠隔臨場に関する試行要領」に基づき遠隔臨場を実施することができる。
- ② 受注者は、当初請負対象金額(設計金額)が税込7千万円以上の場合において、「営繕工事の遠隔臨場に関する試行要領」に基づき遠隔臨場を実施しなければならない。

19. 工事看板等

- ① 工事現場には、工事看板を監督員の指示に従って見やすい場所に設けること。
② 受注者は、本工事において使用する工事看板・バケード等については、県産木材を用いた木製品を優先して使用するよう努めなければならない。県産木材を購入した場合、受注者は、工事完了までに「任意仮設における県内産木材購入実績報告書」を監督員へ任意で提出すること。
- ③ 受注者は、監督員から渡される「技能労働者への適切な賃金水準の確保等に関するポスター」を現場関係者が見やすい場所に掲げるとともに、掲示状況を工事写真として提出しなければならない。ただし、次のいずれかに該当する工事は対象外とする。

- ・ 区画線工事、舗装工事、標識設置工事、照明灯工事
- ・ 当初請負金額が200万円未満の工事

20. 仮設トイレ

受注者は仮設トイレを設置する場合、次のとおりとしなければならない。ただし、特段の理由がある場合はこの限りではない。

- ① 初当請負対象金額(設計金額)1千万円未満の工事
原則として「洋式トイレ」を設置しなければならない。また、現場従事者に女性が含まれる場合は、原則として「女性専用トイレ(洋式トイレ)」を設置しなければならない。
- ② 初当請負対象金額(設計金額)1千万円以上3千万円未満の工事
原則として「洋式トイレ」を設置しなければならない。また、現場従事者に女性が含まれる場合は、原則として「女性専用トイレ(快適トイレ)」を設置しなければならない。
- ③ 初当請負対象金額(設計金額)3千万円以上の工事
原則として「快適トイレ」を設置しなければならない。また、現場従事者に女性が含まれる場合は、原則として「女性専用トイレ(快適トイレ)」を設置しなければならない。

(注)洋式トイレとは、和式トイレの便座部分を洋式化したトイレのこと。

(注)快適トイレとは、洋式トイレのうち、防臭対策・施錠の強化などが実施された、女性が利用しやすい仮設トイレのこと。

21. 設計変更箇所確認

設計事務所による工事監理がある場合、受注者は、工事監理業務受注者が作成する設計変更箇所一覧表の内容について、監督員、工事監理業務受注者とともに定期的に確認すること。また、工事しゅん工前には全ての設計変更箇所及び内容を監督員、工事監理業務受注者とともに、書面により確認すること。

22. 工事検査及び技術検査

- ① 次表により中間検査の対象工事となった場合は、原則として次表の実施回数以上の中間検査を実施するものとする。ただし、工事検査員が認める場合は、一般入札工事に限り、これによらないことができる。

当初請負対象額	一般入札工事	低入札工事
3千万円未満	—	1回
3千万円以上5千万円未満	—	2回
5千万円以上1億円未満	1回	2回
1億円以上	2回	3回

(注)低入札工事とは、低入札価格調査工事の調査基準価格を下回って落札した工事をいう。

(注)一般入札工事とは、低入札工事以外の工事をいう。

② 中間検査の実施時期は、当該工事の工程を考慮し施工上の重要な時点に行うものとし、締結後速やかに監督員と協議すること。

③ 中間検査が部分検査と同時期になる場合は、中間検査を省略することができる。

④ 基礎杭工事を含む工事については、請負対象額にかかわらず、基礎杭工事完了後、中間を実施する。

⑤ 外壁改修工事等において、足場が撤去されしゅん工検査時に検査員による出来形等の現認ができなくなるおそれがある場合は、当初請負対象額に關係なく、中間検査の実施にて監督員と協議すること。

23. 完成図等

- ① 電子納品：対象
② 受注者は、原則として「徳島県電子納品運用ガイド【建築工事編】」に基づいて設計、工事などの各業務段階の最終成果を電子成果品として納品(以下「電子納品」とすること)。

③ 提出書類

- ・ 竣工図(製本3部、電子データ2部)(サイズ:監督員の指示による)
 - ・ 工事写真(電子データ2部)
 - ・ 使用材料一覧表(竣工図表紙裏面に貼付、電子データ2部)
 - ・ 保全に関する資料
 - ・ その他監督員が指示する図書(必要部数)
- ④ しゅん工図は関係図面(データ貸与)を修正して作成すること。しゅん工図データは、関係図面(データ貸与)を修正して作成し、PDF形式、SFC形式及びJPG形式をCD-R等に保存する。

⑤ 工事写真的電子データは完成写真、着手前、資機材、施工状況の順に整理する。完成写真については、工事目的物の状態が、資機材、施工状況等については、不可視部出来形が写真で的確に確認できること。

⑥ 工事写真的撮影は、国土交通省大臣官房官庁監修「営繕工事写真撮影要領」によること。

⑦ 工事完成撮影は、別途指定がある場合を除き、専門家によらないものとする。

⑧ 既存埋設管等の状況について、現場と図面の相違が発覚した場合は竣工図に反映せること。

24. デジタル工事写真の小黒板情報電子化

- ① 受注者は、デジタル工事写真の小黒板情報電子化の実施を希望する場合は、監督員の承諾を得たうえで、デジタル工事写真の小黒板情報電子化対象工事(以下「対象工事」という。)とすることができる。
- ② 対象工事は、徳島県CALS/ECホームページ掲載の「デジタル工事写真の小黒板情報電子化の運用について(県土整備部)」に記載された全ての内容を適用することとする。

25. 火災保険

本工事の着手に際し、火災保険等(火災保険、建設工事保険その他の保険(これに準ずるものと含む。))を請負額に応じて付保する。(標準請負契約約款 第55条)

① 対象物

工事目的物及び工事材料(支給材料を含む)について付保する。

② 付保除外工事

次に掲げる単独工事については、付保を除外できる。

・杭及び基礎工事 ・コンクリート躯体工事 ・屋外付帯工事 ・その他実状を判断のうえ必要がないと認めた場合(外壁補修工事等)

③ 付保する時期及び金額

鉄筋コンクリート造の場合は躯体工事完了時に、木造及び鉄骨造の場合は基礎工事完了時に、請負金額相当額を付保する。また、模様替え工事等については、工事着手時に請負金額相当額を付保する。

④ 保険終期

工事完成期日に14日を加えた期日とする。なお、工期延伸した場合には保険の期間も延長する。

⑤ その他

・付保する時期以降に出来高を行なう場合は、受注者は保険契約の証券の写しを出来高の書類に添付する。
・建設工事保険に付保した場合は、火災保険に付保したものとみなす。

26. 公共事業労務費調査

- ① 当初請負対象金額(設計金額)が税込1,000万円以上の工事において、公共事業労務費調査の対象工事となつた場合は、受注者は、調査票等に必要事項を正確に記入し調査団体に提出する等、必要な協力をわなければならない。また、本工事の工期経過後においても、同様とする。

② 調査票等を提出した事業者は調査団体が事後に訪問して行う調査・指導の対象になつた場合、受注者は、その実施に協力しなければならない。また、本工事の工期経過後においても、同様とする。

③ 公共事業労務費調査の対象工事となつた場合に正確な調査票等の提出が行えるよう、受注者は、労働基準法等に従つて就業規則を作成すると共に賃金台帳を調製・保存する等日頃より使用している現場労働者の賃金時間管理を適切に行なわなければならない。

④ 受注者が本工事の一部について下請契約を締結する場合には受注者は、当該下請工事の受注者(当該下請工事の一部に係る二次以降の下請人を含む)が前述と同様の義務を負う旨を定めなければならない。

27. 暴力団からの不当要求又は工事妨害の排除

- ① 受注者は、工事の施工に関し、暴力団等からの不当要求又は工事妨害(以下「不当介入」という。)を受けた場合(②に規定する場合は、下請負人から報告があったとき)には、その旨を直ちに発注者に報告するとともに、併せて所轄の警察署に届け出なければならない。

② 受注者は、本工事の一部を下請に付する場合、下請工事の施工に関して下請負人が暴力団等からの不当介入を受けたときは、受注者にその旨を報告することを義務付けなければならない。

③ 受注者は、発注者及び所轄の警察署と協力して不当介入の排除対策を講じなければならない。

④ 受注者は、排除対策を講じたにもかかわらず、工期に遅れが生じるおそれがある場合には、発注者と工事に関する協議を行い、その結果、工期内に工事が完成しないと認められる場合は、「徳島県公共工事標準請負約款」(以下「約款」という。)第22条の規定により、発注者に工期延長の請求を行なわなければならない。

⑤ 受注者は、暴力団等から不当介入による被害を受けた場合は、その旨を直ちに報告し、被害届を速やかに所轄の警察署に提出しなければならない。

⑥ 受注者は、前項被害により、工期に遅れが生じるおそれがある場合は、発注者と工事に関する協議を行い、その結果、工期に遅れが生じると認められた場合は、約款第22条の規定により、発注者に工期延長の請求を行なわなければならない。

28. 事故報告書

受注者は、工事の施工中に事故が発生した場合には、直ちに監督員に連絡する。また、監督員が指示した場合及び建設工事事故データベースシステムの登録対象となる事故の場合、監督員が定めた期限までに、事故報告書を提出し、建設工事事故データベースシステムに、事故に関する情報を登録する。

7. 保温・塗装工事

① 保温工事

- 空調対象室部分(天井内を含む)に設置する全熱交換器の外気取入用ダクト及び排気用ダクトの保温は25mm厚とする。
- 厨房用排気ダクトの断熱(隠し部) 1-(イ)-IX(又はH-(イ)-IX) 行わない
- 断熱材被覆鋼管の保温外装は次による。

適用箇所	保温外装材	施工種別	保温材	備考
屋内露出	合成樹脂製カバー	A1	(口)	グラスウールにて成形とする。
	保溫化粧ケース(耐候性樹脂製)			
屋外露出	ステンレス鋼板	E2	(口)	グラスウールにて成形とする。
	高耐食性溶融亜鉛アルミニウム-亜鉛板(JIS G 3321)	E3	(口)	グラスウールにて成形とする。
	保溫化粧ケース(ステンレス鋼板製)			
	保溫化粧ケース(高耐食めっき鋼板製(JIS G 3323))			

- 膨張管及び膨張タンクよりボイラ等への補給水管の保温は、標仕<2>3.1.4の温水管の項による。
- 建物内エア抜き管の保温(エア抜き弁以降の配管は除く)は、標仕<2>3.1.4の温水管の項による。
- 空気調和機、ファンコイルユニットの排水管の保温は、標仕<2>3.1.5の排水管の項による。
- 給水管の床下、暗渠内及び屋外露出部分は、ポリスチレンフォーム保温材とする。
- 消火管の屋外露出部分は、ポリスチレンフォーム保温材とする。
- 給水用配管でポンプ廻りの防振継手、フレキシブルジョイント及び弁は保温を行わない。

② 塗装工事

- 次に指定する部分の露出する配管、ダクト、支持金物、架台等のうち亜鉛めっき面及び合成樹脂面の塗装は行わない。
 - (屋内隠し部)
 - ()
- 機械室、隠し部を除く露出する電線管、支持金物、架台等は塗装を行う。
- 屋内、屋外及びピット内の支持金物等のうち、ステンレス製、溶融亜鉛めっき製及び溶融亜鉛めっき(HDZT49)と同等の耐食性能を有する製品は、原則塗装不要とする。
- 硬質塩化ビニル管にカラーパイプを使用する場合は、塗装を省略することが出来る。

8. その他共通事項

- 支持金物等
 - 屋外及びピット内の支持金物等は、ステンレス製、溶融亜鉛めっき製(HDZT49以上)及び溶融亜鉛めっき(HDZT49)と同等の耐食性能を有する製品の何れかを使用する。
- 用途等の表示
 - 機器には名称及び記号を、配管及びダクトには、識別表示・用途・流れ方向を記入する。(標仕<1>1.7.4)
 - なお、屋外及び水気のある場所(弁樹内等を含む)での機器の名称・配管識別表示等については、塗装書き又は耐候シートとし、バルブの状態表示を示す表示札等については、合成樹脂製又はアクリル製で文字等がシルク印刷又はエッキング加工されたものとする。
- 制御配線、計装配線等
 - 使用する電線及びケーブルは、標仕<4>1.5.1 表4.1.11による他、製造者の標準仕様による。なお、EM電線、EMケーブルを選択するよう努める。

3章 関連工事

1. 仮設工事

- 工事用電力、用水については、原則として次による。ただし、施設管理者と協議すること。
 - 既存電力利用 出来る 出来ない 有償 無償
 - 既存用水利用 出来る 出来ない 有償 無償
- 工事車両用の駐車場、資材置場及び現場事務所用地については、次による。ただし、施設管理者と協議すること。
 - 同用地は、(図示の場所に) 用意していないので業者にて 設けること。
 - 同用地に対する借地借家料を 円見込んでいる。
- 交通誘導員の配置
 - 交通誘導警備員については、警備業法に基づく警備員とし、図示する場所に配置すること。
 - 本工事は、警備員等の検定等に関する規則第1条第4号により規定された交通誘導警備業務を行う場所に一級又は二級の検定合格警備員の配置が 義務付けられている 義務付けられていない
 - 警備員は、延 2 人 (昼 2 人、夜 0 人)うち検定合格警備員 0 人)を見込んでいる。
 - 警備業法を遵守するとともに、受注者は交通誘導警備員の配置計画書及び合格証明書の写し等資格要件の確認ができる資料を事前に監督員へ提出すること。
 - 配置された検定合格警備員は、業務に従事している間は合格証明書を携帯し、かつ、監督員等の請求があるときは、これを提示すること。
 - 受注者は、「交通誘導警備員勤務実績報告書」を作成し、勤務実績が確認できる資料(勤務伝票の写し)とともに、1月毎に監督員へ1部提出しなければならない。
- 足場その他
 - 足場及び作業構台の類を(本工事で設置する) 関連工事が定置するものを無償で使用できる)。
 - 外部足場(図示の通り)
 - 足場を設置する場合は、原則として「手すり先行工法に関するガイドライン」(建標仕2.2.4)の別紙1「手すり先行工法による足場の組み立て等に関する基準」の2の(2)手すり据置方式により行うこと。ただし監督員の承諾を得た場合は、(3)手すり先行専用足場方式により行うことができる。
 - 内部足場(図示の通り)

4章 給水設備

1. 配管材料等

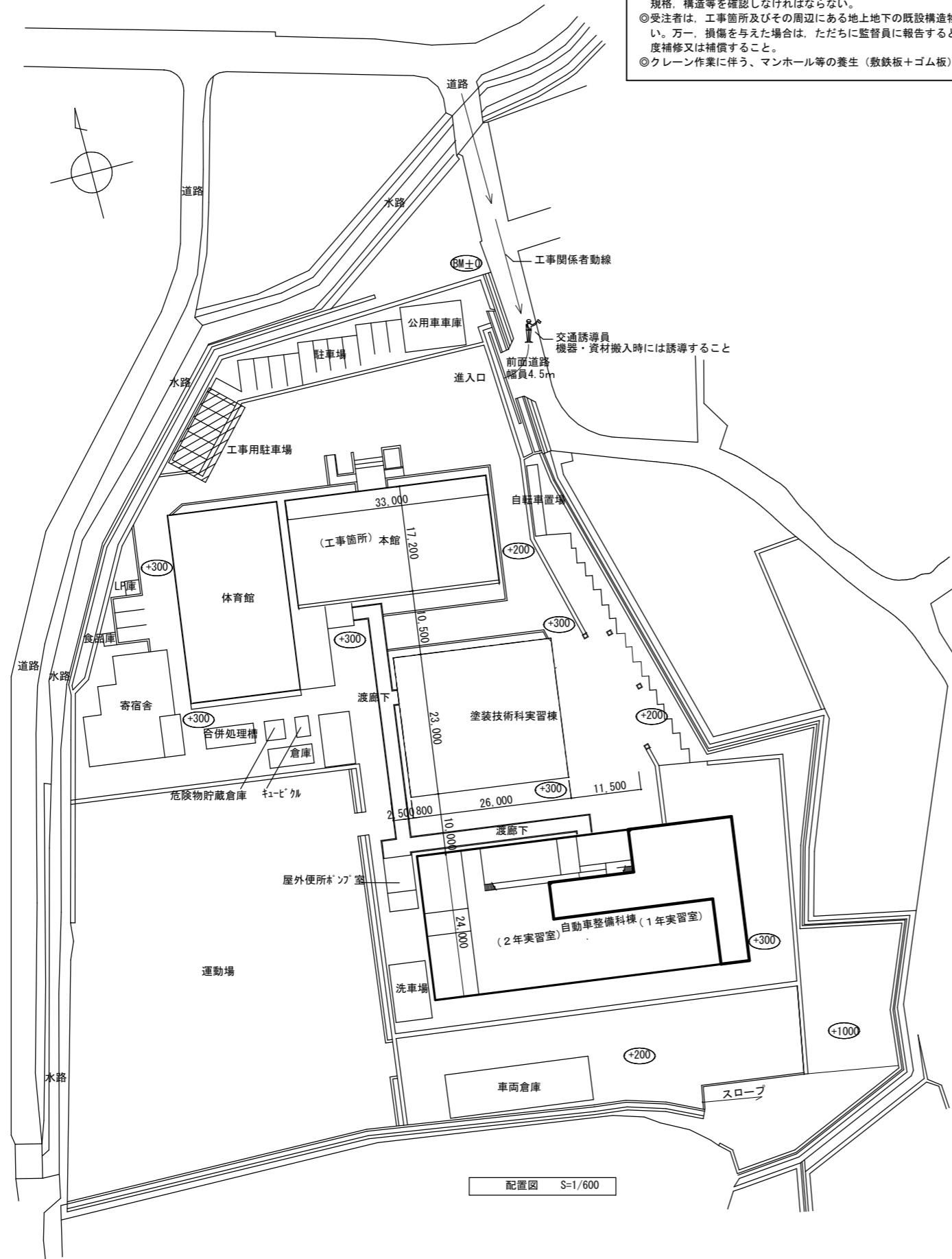
- ビニル管の接合方法は(接着接合) ゴム輪接合(直管以外の縫手部には離脱防止金具取付とする))とする。
- ポリエチレン管の接合方法は、50A以下は(メカニカル接合) 電気融着接合)、75A以上は電気融着接合とする。
- 特記なき給水管の最小管径は呼び径20とする。
- 水道直結配管の引き込みは水道事業者の指定による。

2. 量水器・量水器桿

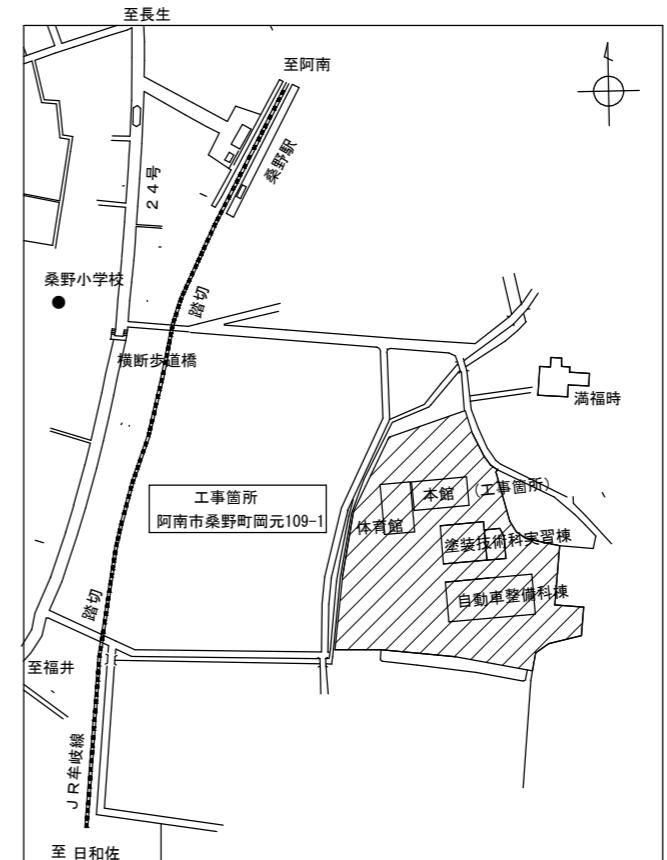
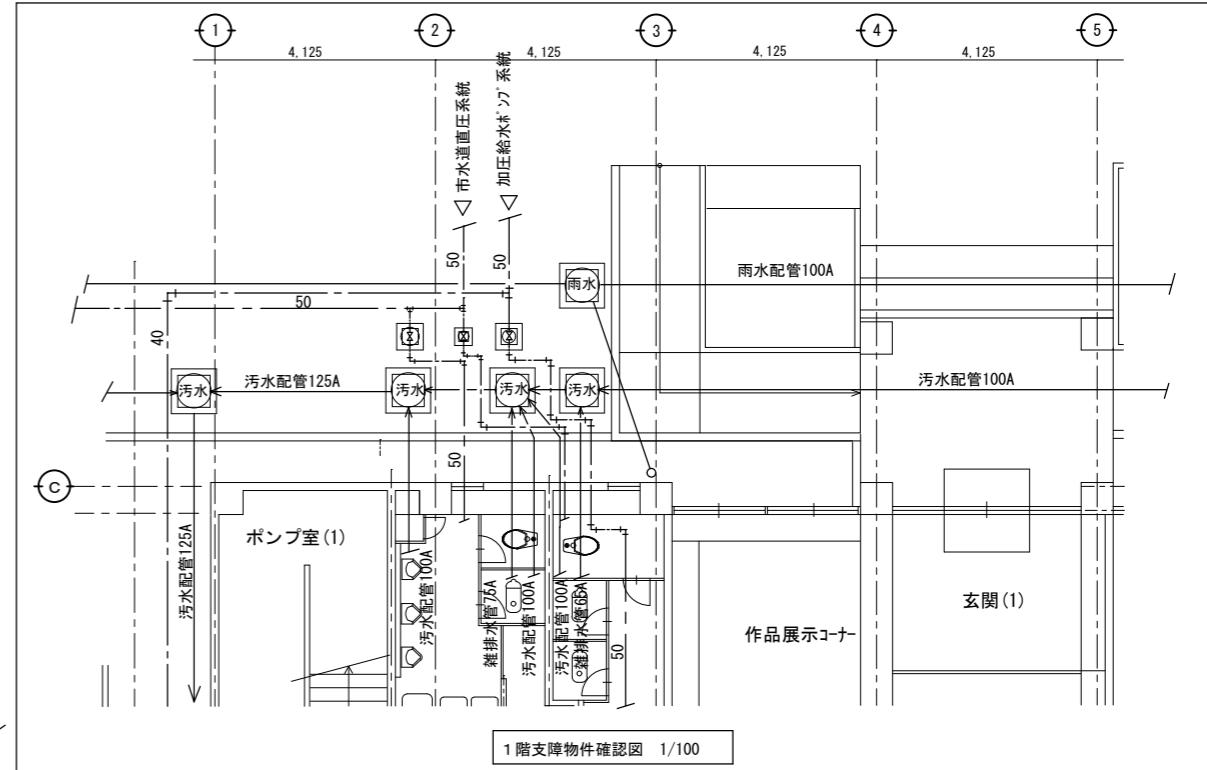
- 量水器
 - 親メーター(借用) 買取 (現地表示式(直読式)) 遠隔表示式(パルス式))
 - 子メーター(買取) 借用 (現地表示式(直読式)) 遠隔表示式(パルス式))
- 量水器桿
 - 親メーター用(水道事業者の指定品) 標準図[機材57]量水器桿)
 - 子メーター用(標準図[機材57]量水器桿) 水道事業者の指定品)

3. 弁類

- 弁類で、公営水道に直結する配管に使用するものはJIS-10Kとし、高置水槽以降の配管に使用するものはJIS-5Kとする。
- 給水引込部の(止水栓) 弁桿)は水道事業者の指定品とする。
- 定水位調整弁は(標準仕様書による(付属品含む)) 水道事業者指定品)とする。なお、定流量弁を定水位調整弁の手前に設置する。
- 緊急遮断弁装置の屋外に設置する制御盤は、ステンレス製とする。



※支障物件特記
 ◎受注者は、工事の施工箇所及び周辺にある地上地下の既設構造物について、工事（仮囲い等仮設材設置を含む）着手までに調査を行い「支障物件確認書」を監督員に提出し、監督員の確認を受けてから、工事着手すること。
 ◎地下埋設物への影響が予想される場所では、施工に先立ち、原則として試掘を行い、当該埋設物の種類、位置（平面・深さ）規格、構造等を確認しなければならない。
 ◎受注者は、工事箇所及びその周辺にある地上地下の既設構造物に対し、支障を及ぼさないような措置を施さなければならない。万一、損傷を与えた場合は、ただちに監督員に報告するとともに、施設の運営に支障がないよう受注者の負担でその都度補修又は補償すること。
 ◎クレーン作業に伴う、マンホール等の養生（敷鉄板+ゴム板）も本工事にて行うこと。



改修前

改修後

機器表 (既設撤去)

記号	機器名称	仕様	数量
T 1	受水槽付 加圧給水ポンプ ユニット	F R P 製一体型、複合板型、耐震仕様 : 2 / 3 G 呼称容量 : 5. 0 m ³ 寸法 : 幅 2. 0 m × 長さ 2. 0 × 高さ 2. 4 5 m H マンホール 600 φ (シリンドー錠共)、各種タッピング、内外梯子、鋼製平架台共 吸込み条件 (流込み) 自動交互並列運転型 (最大 2 台運転) 50 φ × 40 φ × 100 リットル / 分 × 38 m × 3. 7 kW × 2 台 × 3 相 200 V 制御盤、流量センサー、圧力発信器、CV、アクチュレータ、ベース、相フランジ共 弁類はユニット標準附属品まで (川本、KNT5-406P3. 7)	1

※特記事項

- 上記機器の撤去処分を行う。

機器表 (新設)

記号	機器名称	仕様	数量
TW 1	受水槽付 加圧給水ポンプ ユニット	F R P 製一体型、複合板型、耐震仕様: 1. 5 G 呼称容量: 5. 0 m ³ 角形 マンホール 600 φ (シリンドー錠共)、各種タッピング、内外梯子、鋼製平架台共 (加圧給水ポンプ仕様) ステンレス製、インバーター形、吸込み条件 (流込み) 2 台交互並列 (最大 2 台) 運転型 32 φ × 40 φ × 130 リットル / 分 × 29 m × 0. 75 kW × 2 台 × 3 相 200 V 制御盤、流量センサー、圧力発信器、CV、アクチュレータ、ベース、相フランジ共 弁類はユニット標準附属品まで	1

※特記事項

- 受水槽の清掃を行うこと。水質検査共 (11 項目)
- 受水槽既設基礎に新たに打設する接着系アンカーの引抜試験を行うこと。報告書共、既設基礎のうち 4 箇所

参考工程表

項目	経過月	1ヶ月	2ヶ月	3ヶ月	4ヶ月	5ヶ月	6ヶ月	備考
契約		■						
現場調査・施工図作成		■■■						
機器承認図 (受水槽付給水ポンプ)		■ 承認						
機器製作 (受水槽付給水ポンプ)		■■■■■						
既設機器撤去 (受水槽付給水ポンプ)					■			
新設機器据付 (受水槽付給水ポンプ)					■			
既設配管撤去 (ポンプ給水系統) 屋内					■■			
試運転調整					■			
屋外給水配管新設				■■■				
屋内給水配管新設					■■			
各種試験・社内検査					■			
竣工検査					■			
竣工引き渡し					■			
2階3階便所使用不可 (1階便所使用)					■■■			

冷房シーズンが終了時点で
給水ポンプ取替え
(冷却塔給水の関係) →

特記

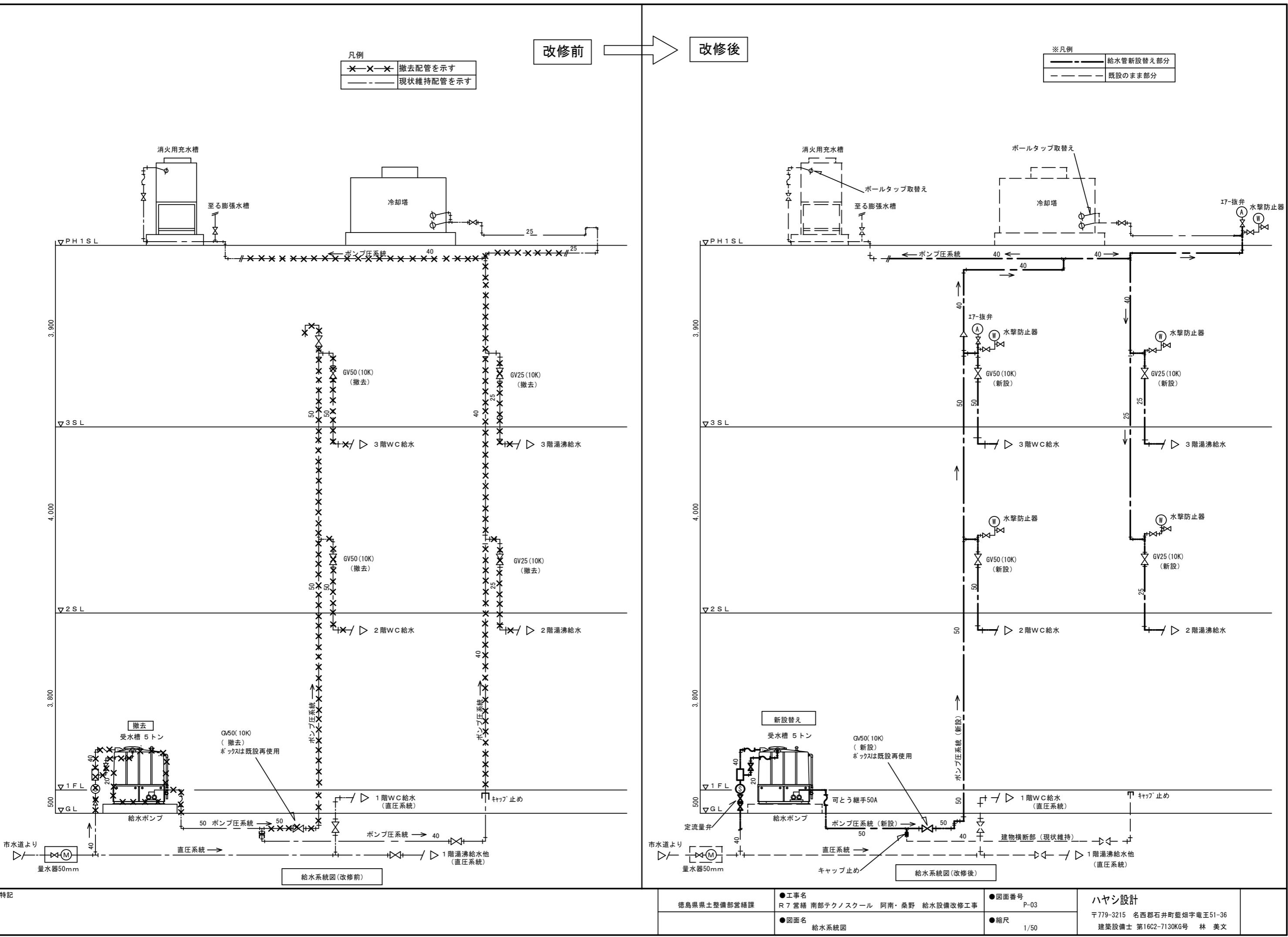
徳島県土整備部営繕課

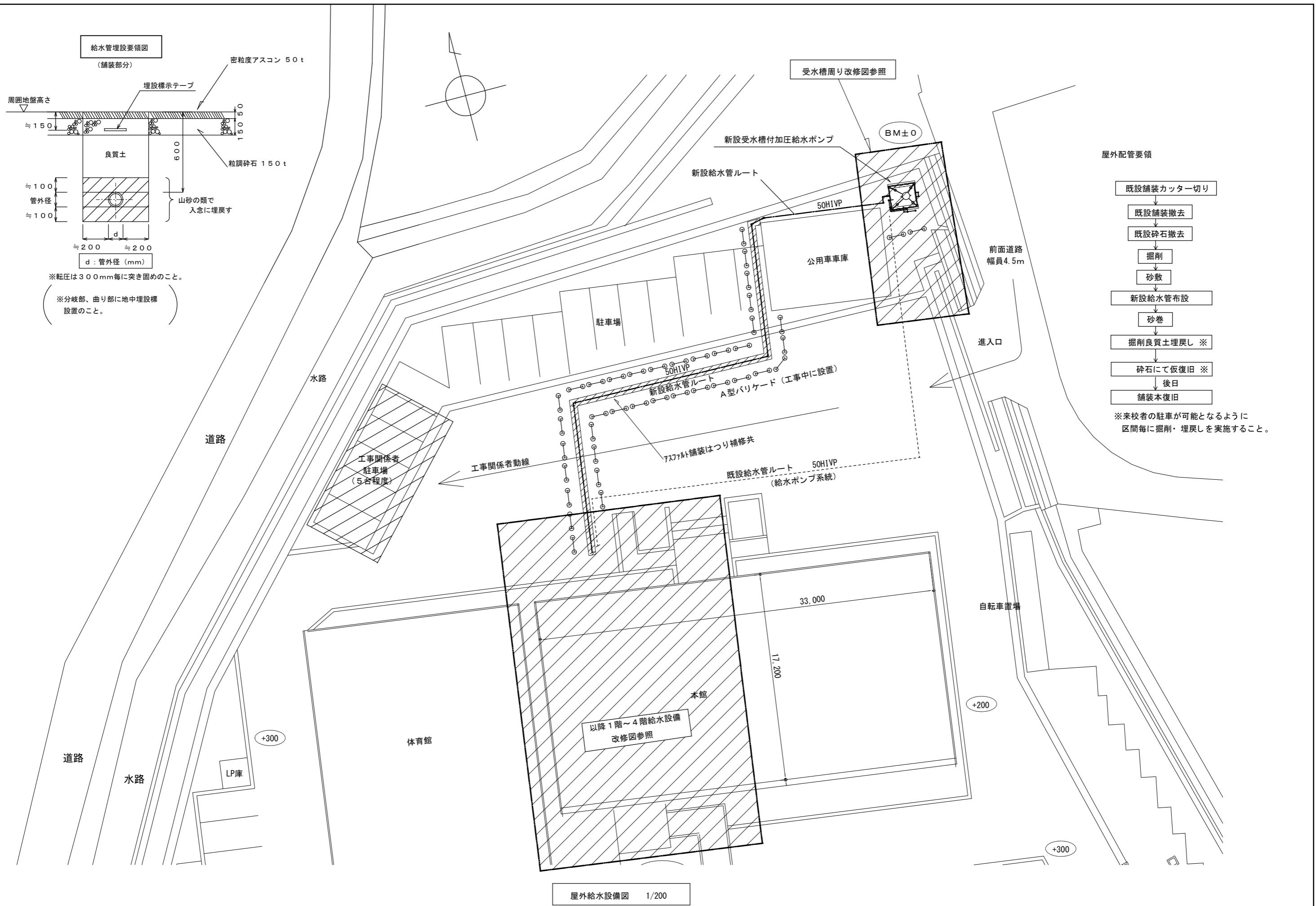
●工事名
R7 営繕 南部テクノスクール 阿南・桑野 給水設備改修工事●図面番号
P-02●工事名
機器表及び参考工程表●縮尺
NON SCALE

ハヤシ設計

〒779-3215 名西郡石井町藍畑字竜王51-36

建築設備士 第16C2-7130KG号 林 美文





特記

徳島県国土整備部営繕課

●工事名 R7 営繕 南部テクノスクール 阿南・桑野 給水設備改修工事

●図面番号 P-04

ハヤシ設計

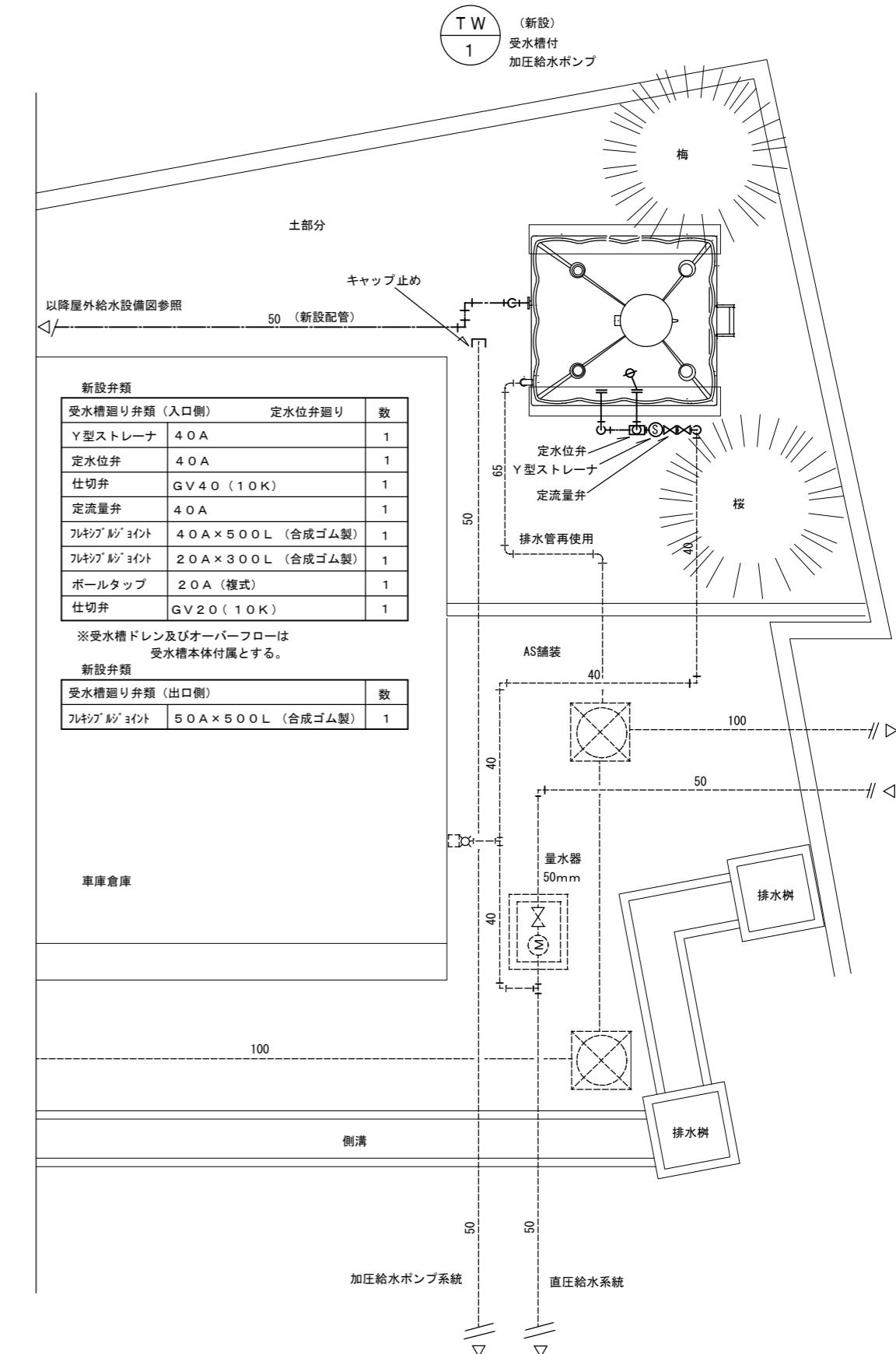
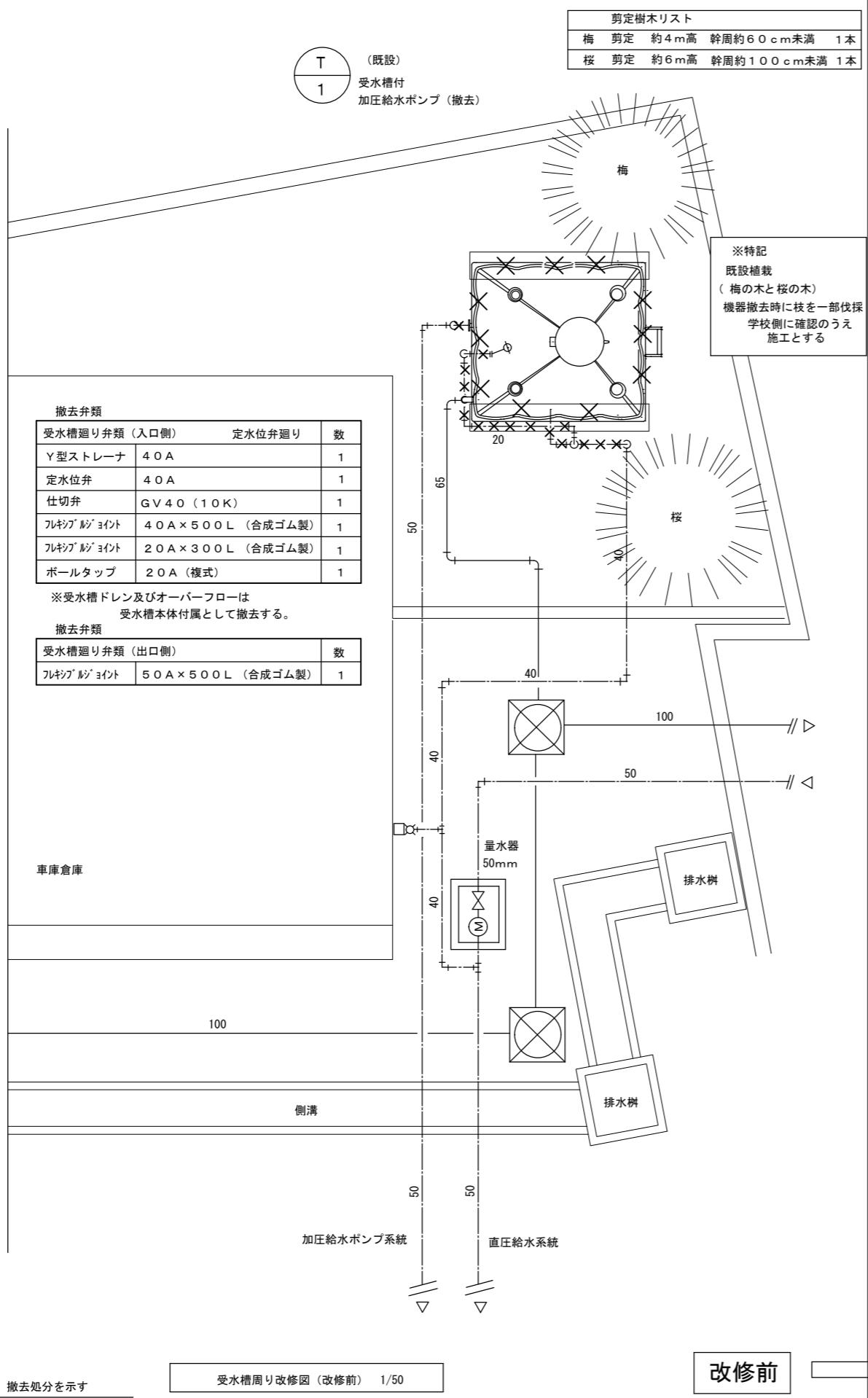
〒779-3215 名西郡石井町藍畑字竜王51-36

建築設備士 第16C2-7130KG号 林 美文

●図面名 屋外給水設備改修図

●縮尺

1/200



特記

徳島県県土整備部営繕課

●工事名
R7 営繕 南部テクノスクール 阿南・桑野 給水設備改修工事●図面番号
P-05

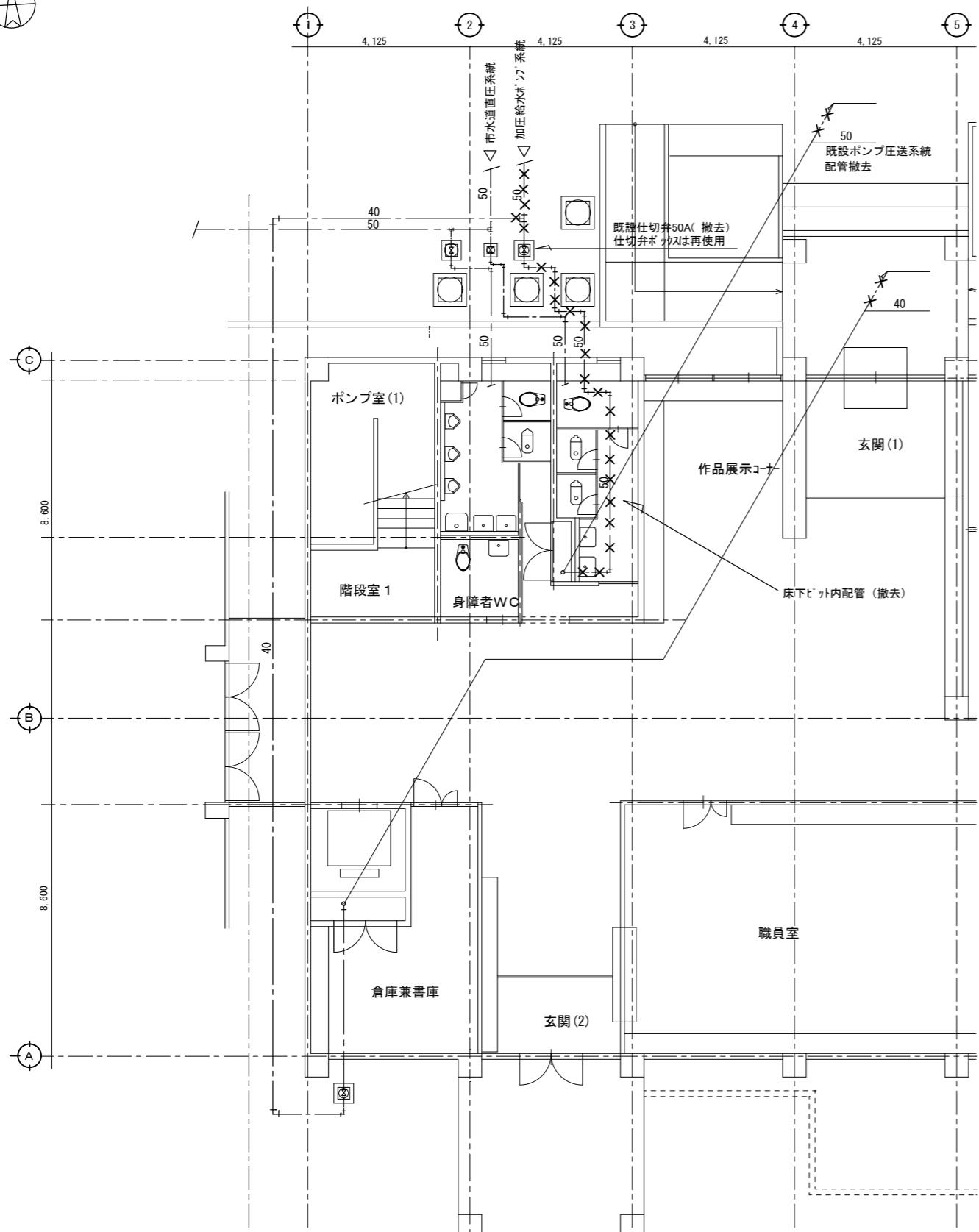
ハヤシ設計

〒779-3215 名西郡石井町藍畑字竜王51-36

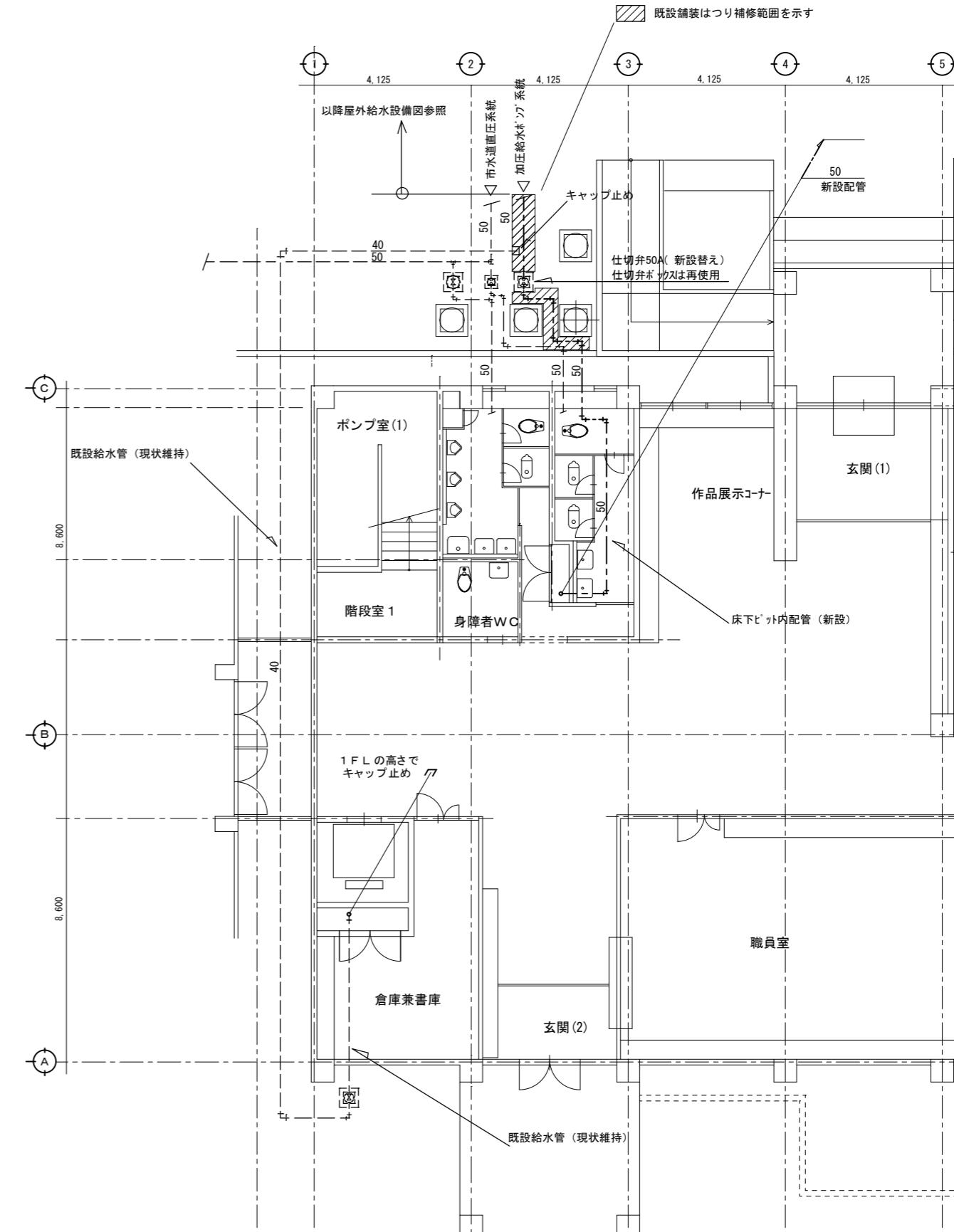
建築設備士 第16C2-7130KG号 林 美文

●面名
受水槽周囲改修図●縮尺
1/50

N



×	撤去配管を示す
—	現状維持配管を示す

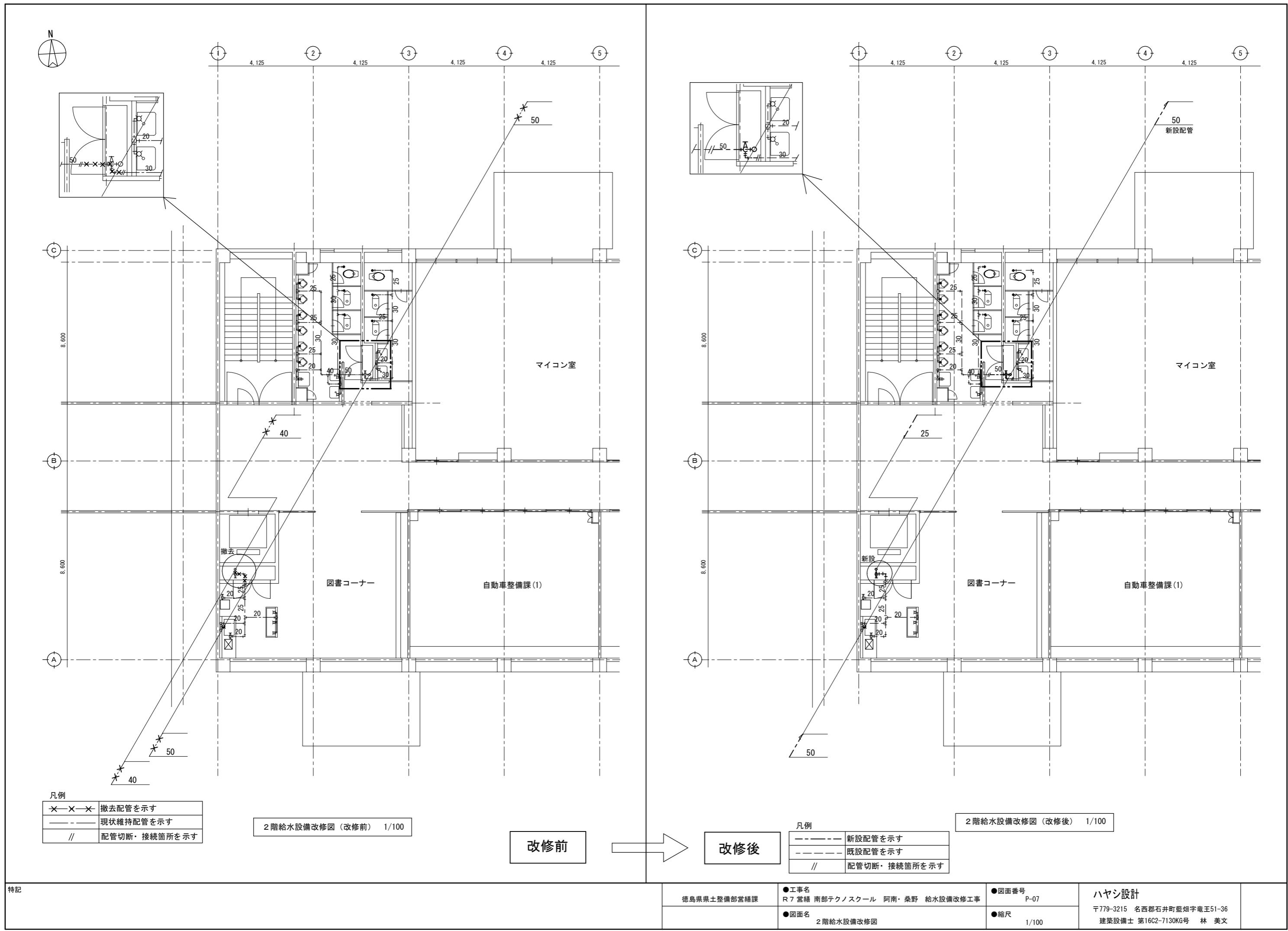


—	新設配管を示す
—	既設配管を示す

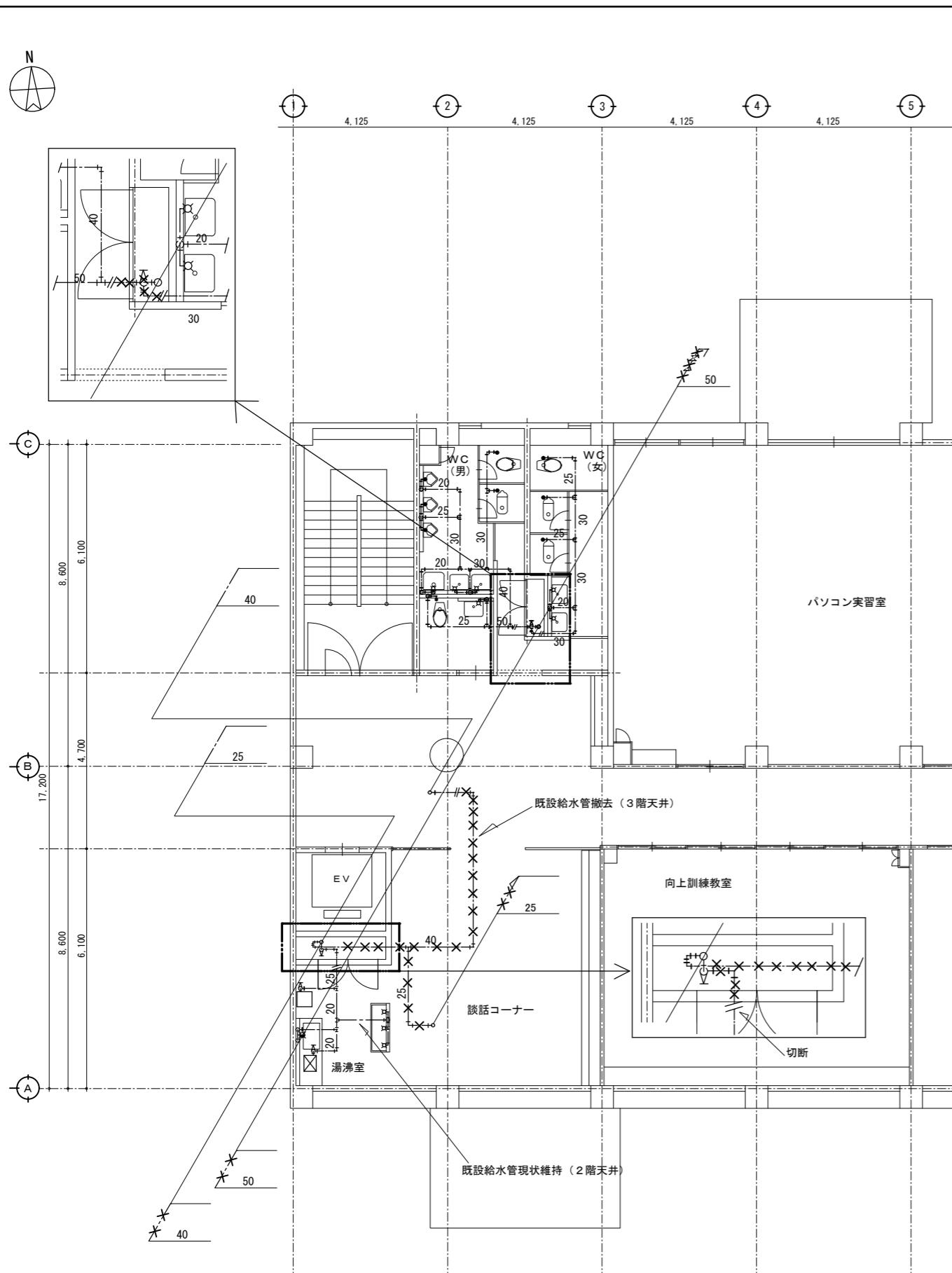
特記

徳島県土整備部営繕課

●工事名
R7 営繕 南部テクノスクール 阿南・桑野 給水設備改修工事●図面番号
P-06ハヤシ設計
〒779-3215 名西郡石井町藍畑字竜王51-36●図面名
1階給水設備改修図●縮尺
1/100



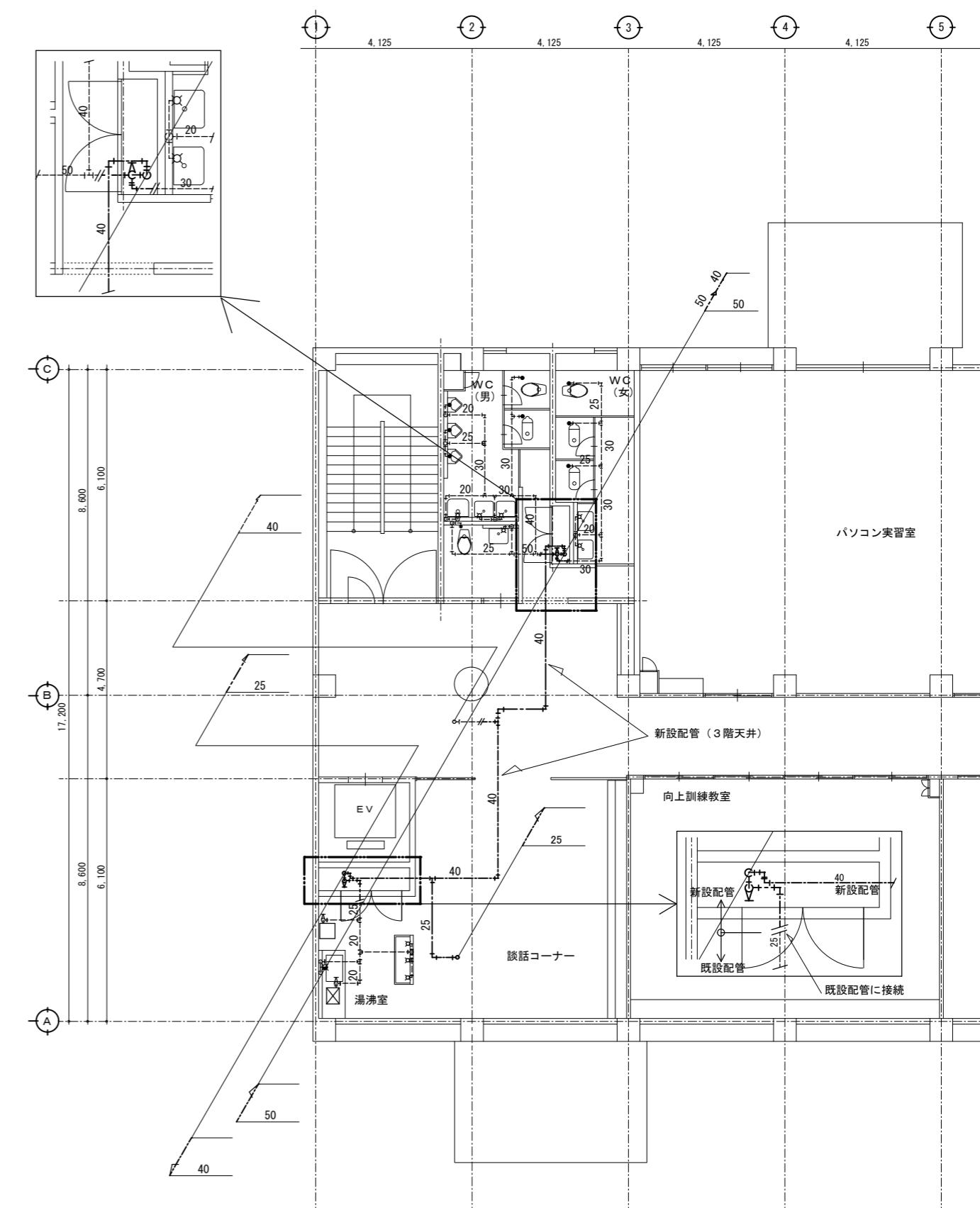
N



※	撤去配管を示す
---	現状維持配管を示す
//	配管切断・接続箇所を示す

改修前

改修後



---	新設配管を示す
---	既設配管を示す
//	配管切断・接続箇所を示す

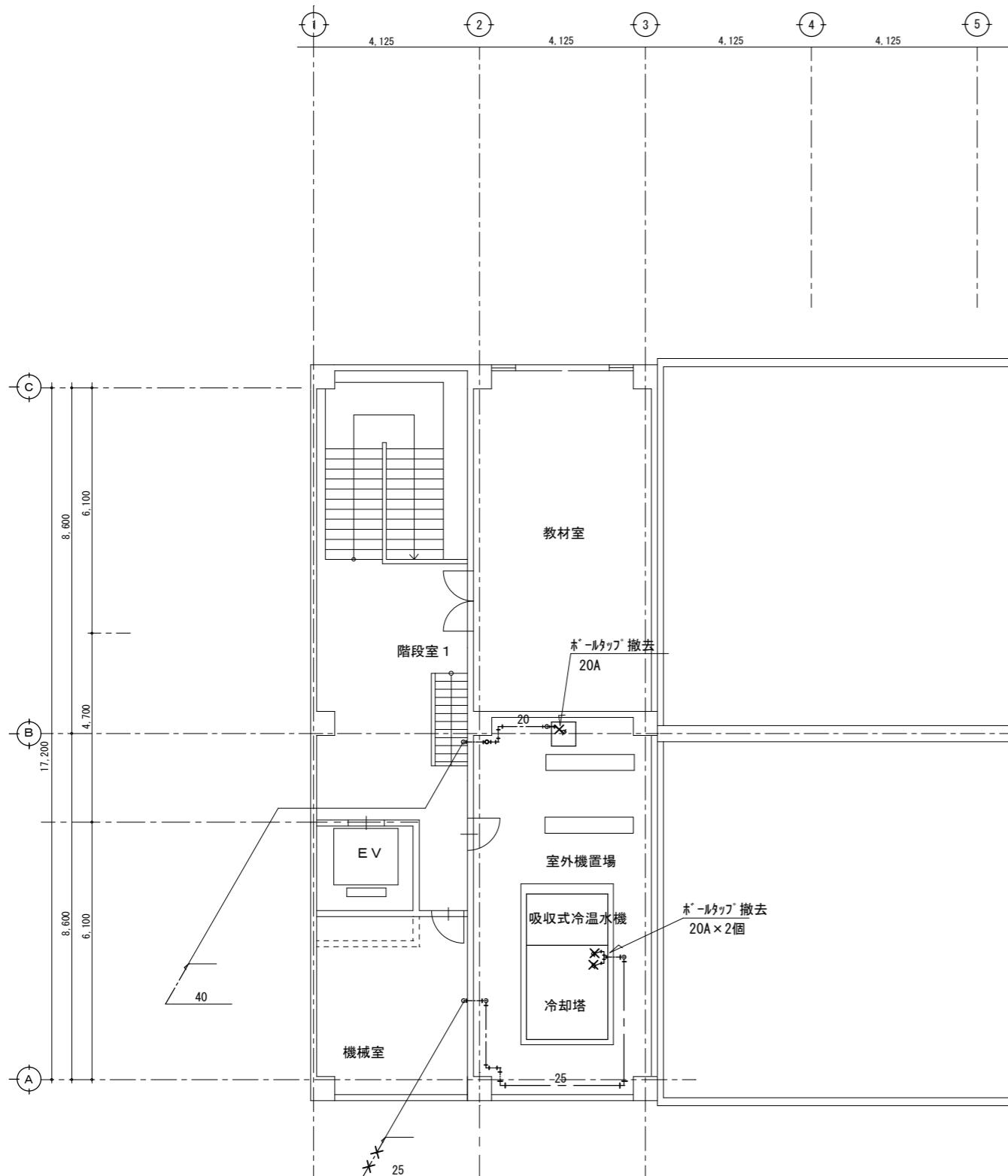
特記

●工事名
R7 営繕 南部テクノスクール 阿南・桑野 給水設備改修工事●図面番号
P-08

●ハヤシ設計

●図面名
3階給水設備改修図●縮尺
1/100〒779-3215 名西郡石井町藍畑字竜王51-36
建築設備士 第16C2-7130KG号 林 美文

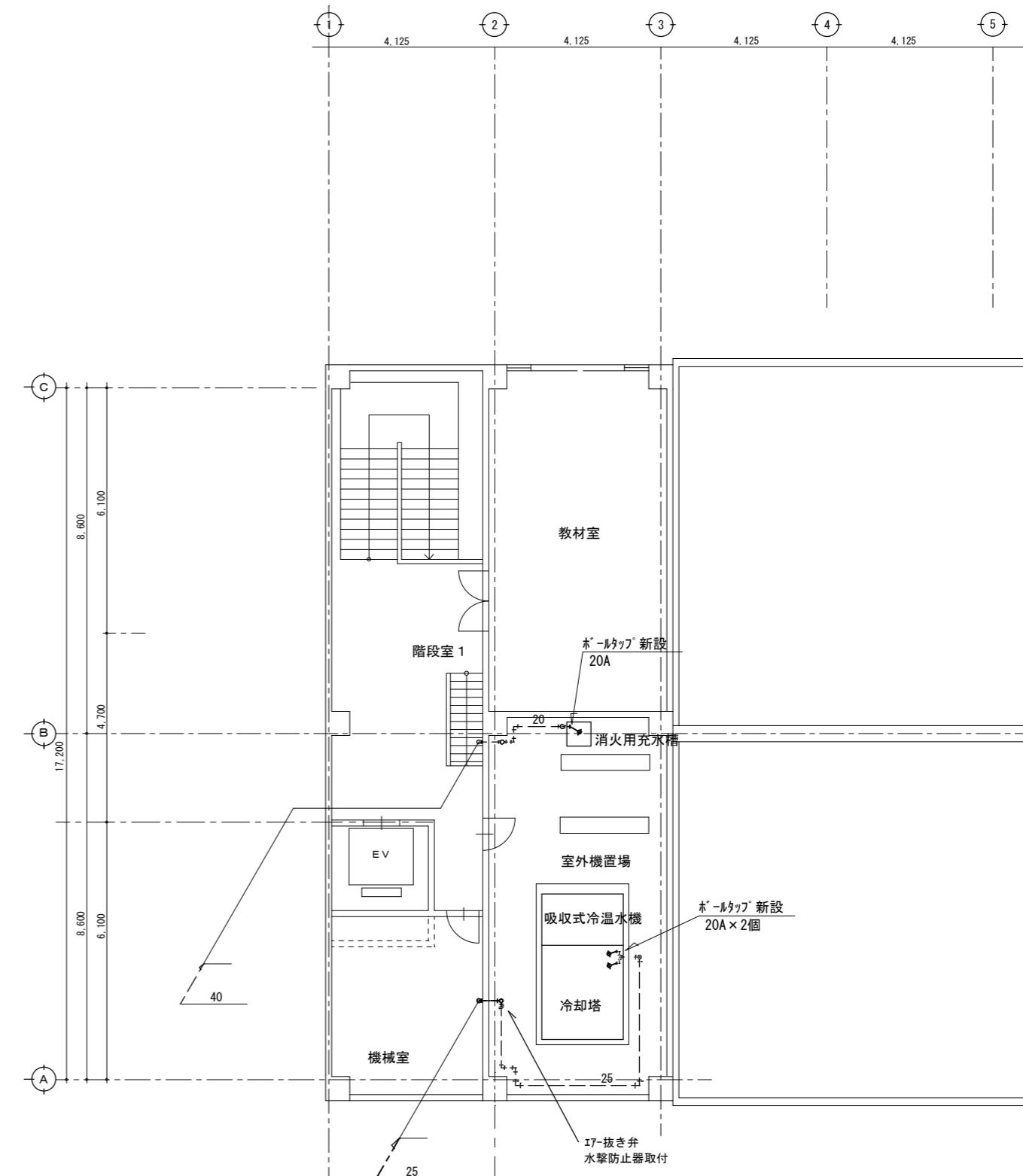
N



凡例
×—×—× 撤去配管・機器を示す
—— 現状維持配管を示す

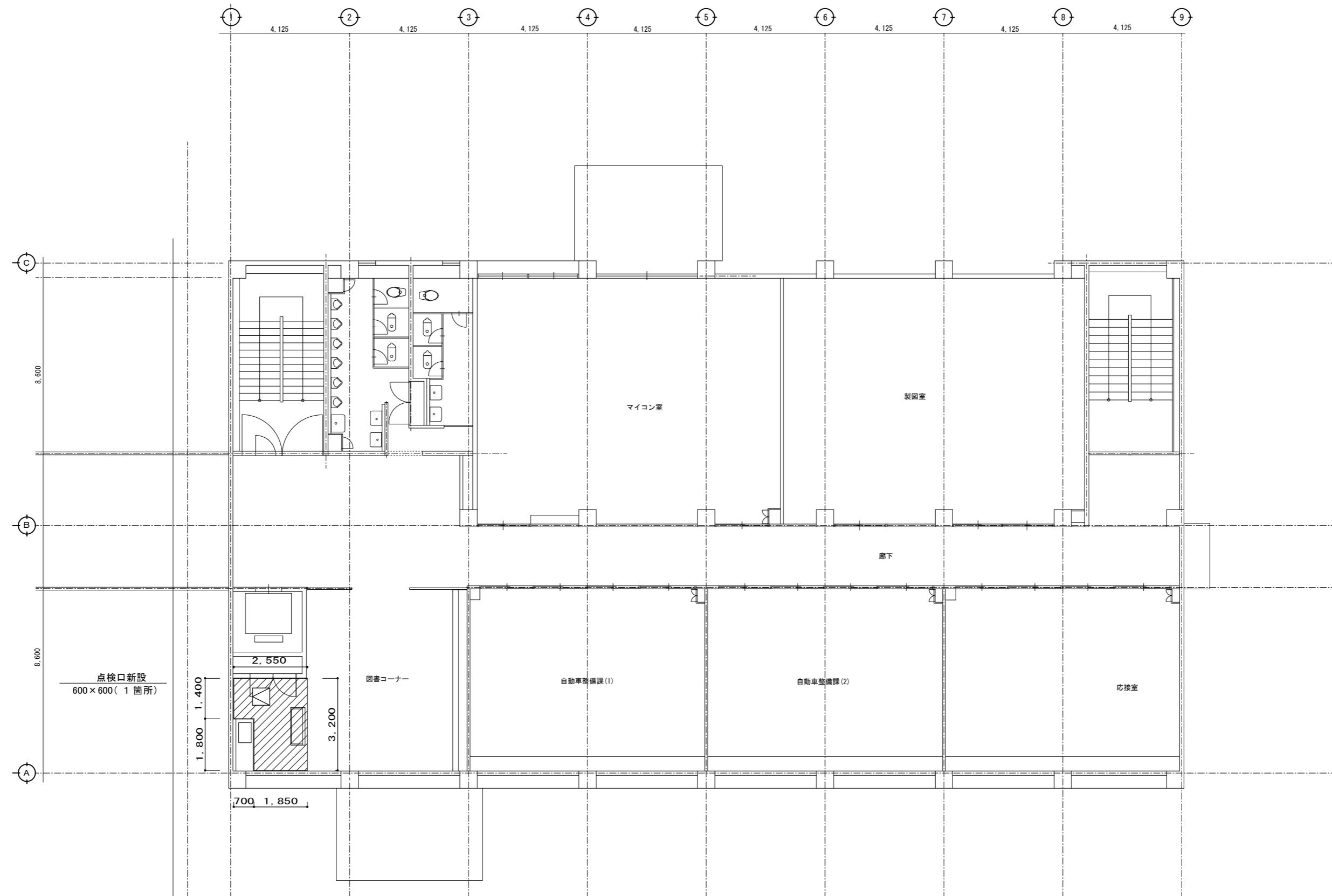
特記

改修前 → 改修後



凡例
—— 新設配管を示す
- - - 既設配管を示す

●工事名 R7 営繕 南部テクノスクール 阿南・桑野 給水設備改修工事	●図面番号 P-09	ハヤシ設計
●図面名 4階給水設備改修図	●縮尺 1/100	〒779-3215 名西郡石井町藍畑字竜王51-36 建築設備士 第16C2-7130KG号 林 美文



2階天井改修図 1/100

特記

●工事名
徳島県県土整備部営繕課

●図面番号
P-10

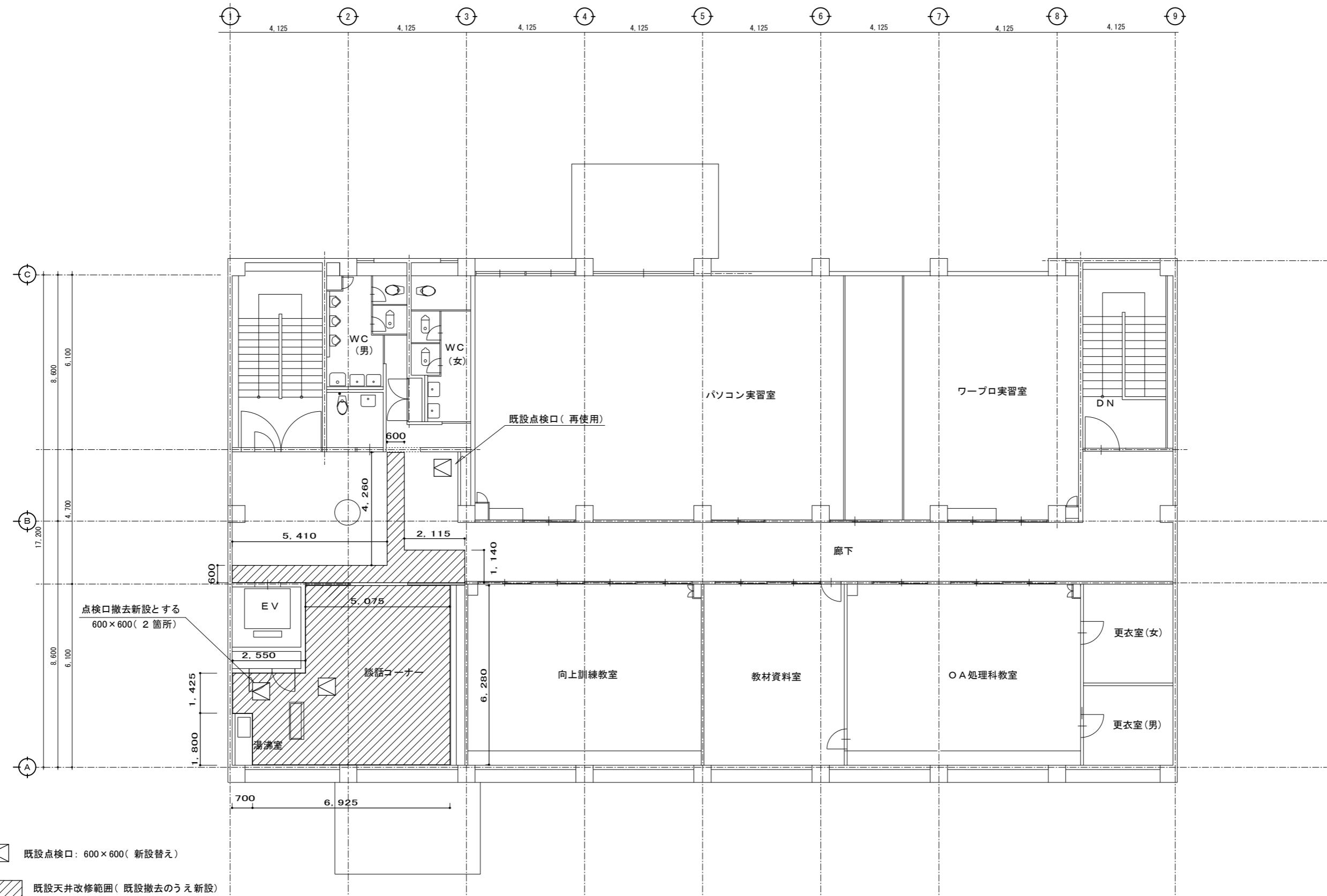
●図面名
2階天井改修図

●縮尺
1/100

ハヤシ設計

〒779-3215 名西郡石井町藍畑字竜王51-36

建築設備士 第16C2-7130KG号 林 美文



3階天井改修図 1/100

特記

徳島県県土整備部営繕課

●工事名 R6営繕 南部テクノスクール 阿南・桑野 給水設備改修工事

●図面番号 P-11

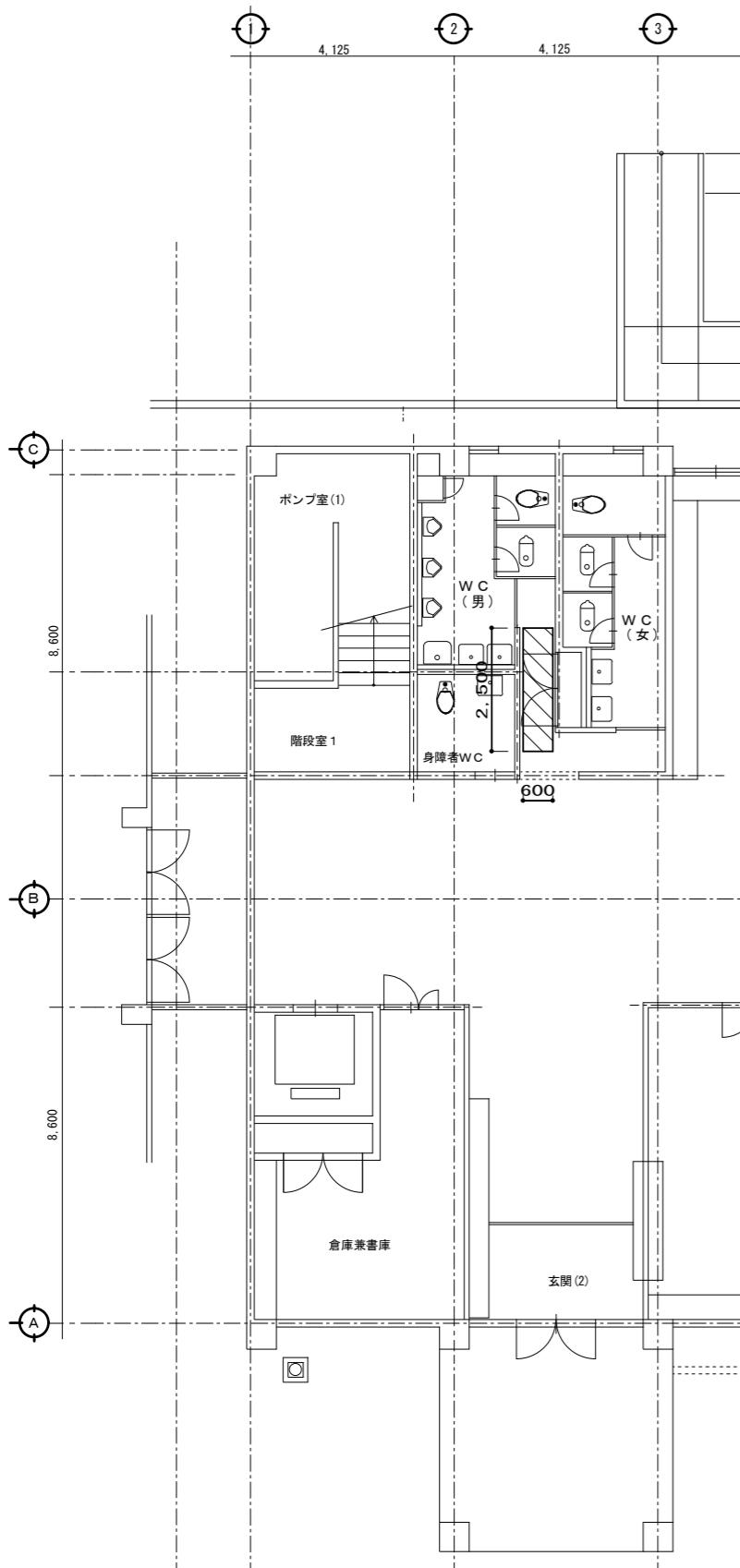
ハヤシ設計

〒779-3215 名西郡石井町藍畑字竜王51-36

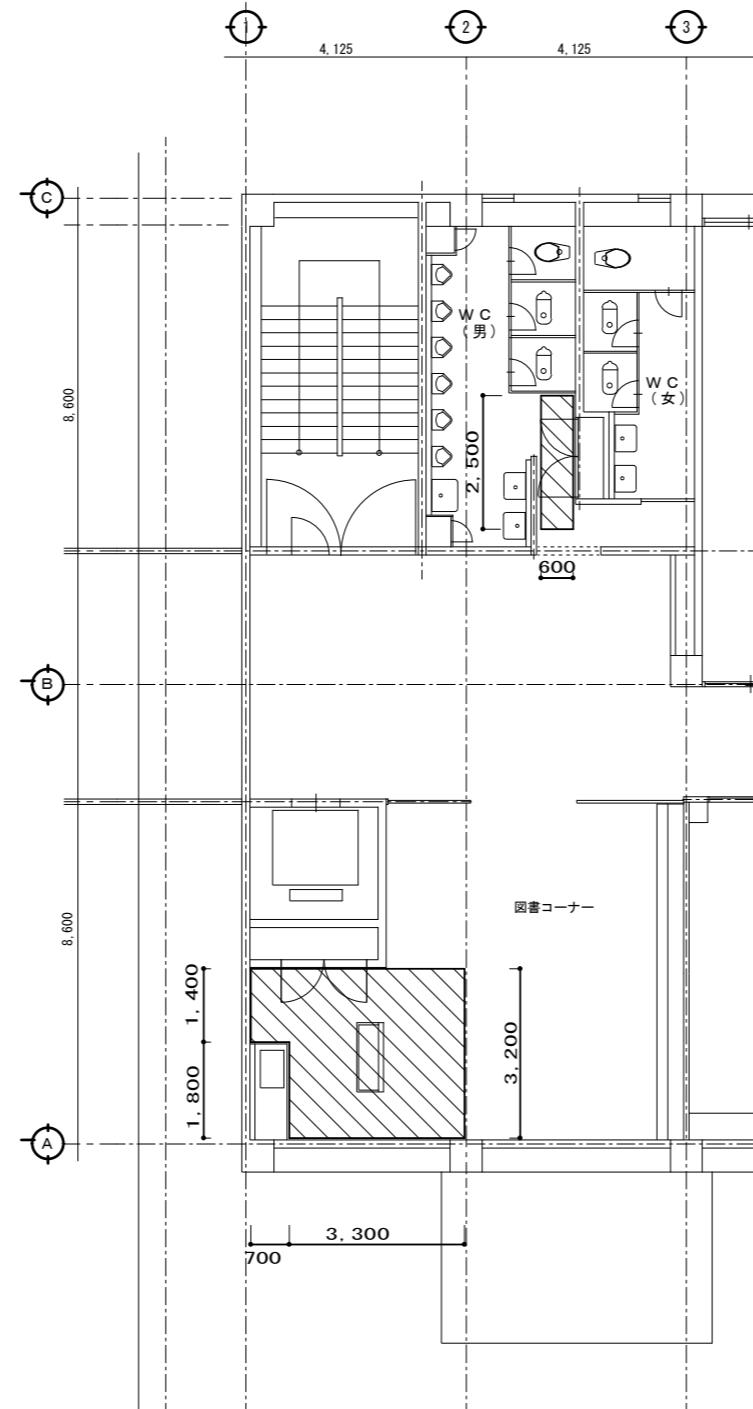
建築設備士 第16C2-7130KG号 林 美文

●図面名 3階天井改修図

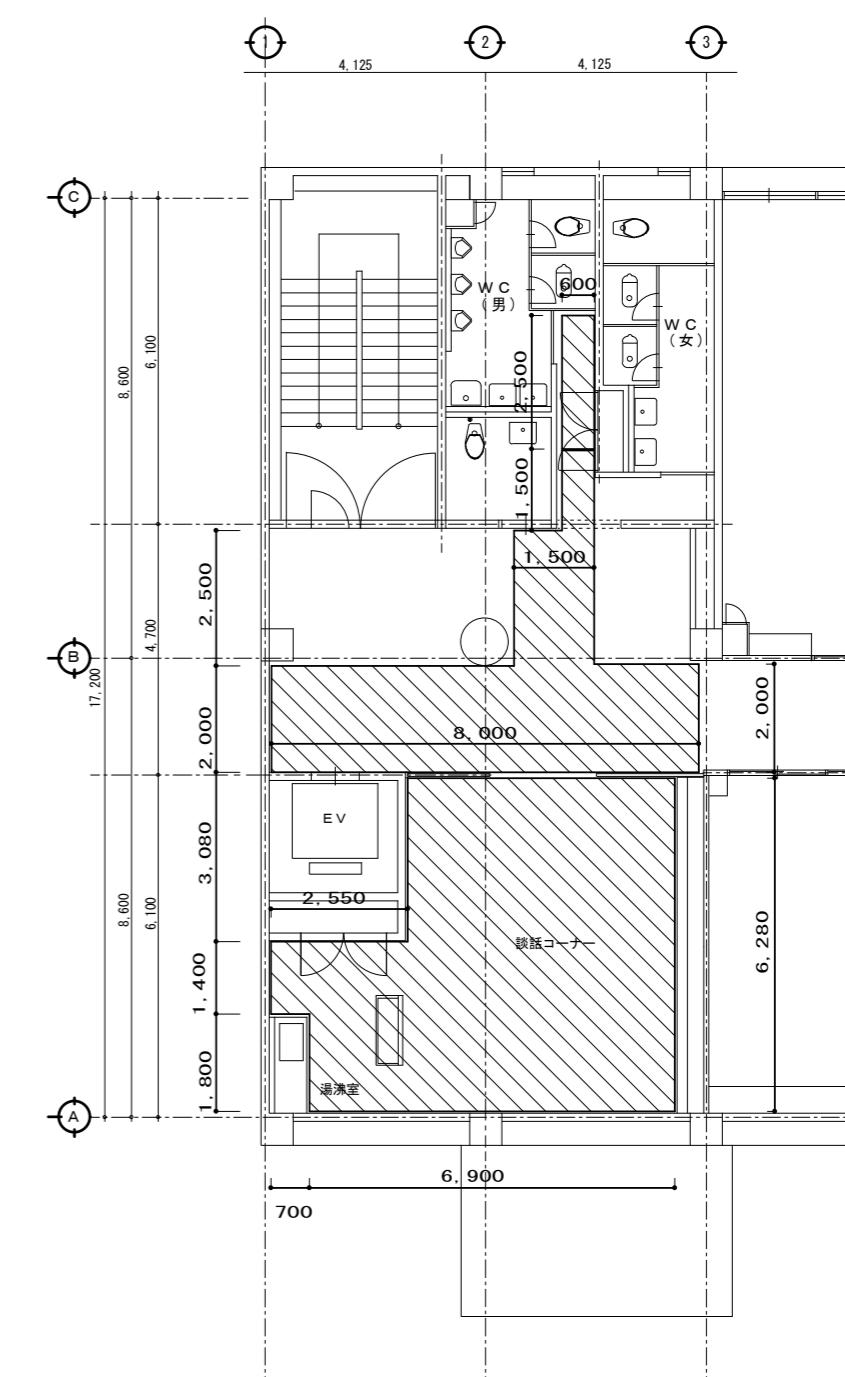
●縮尺 1/100



1階床面養生図 1/100



2階床面養生図 1/100



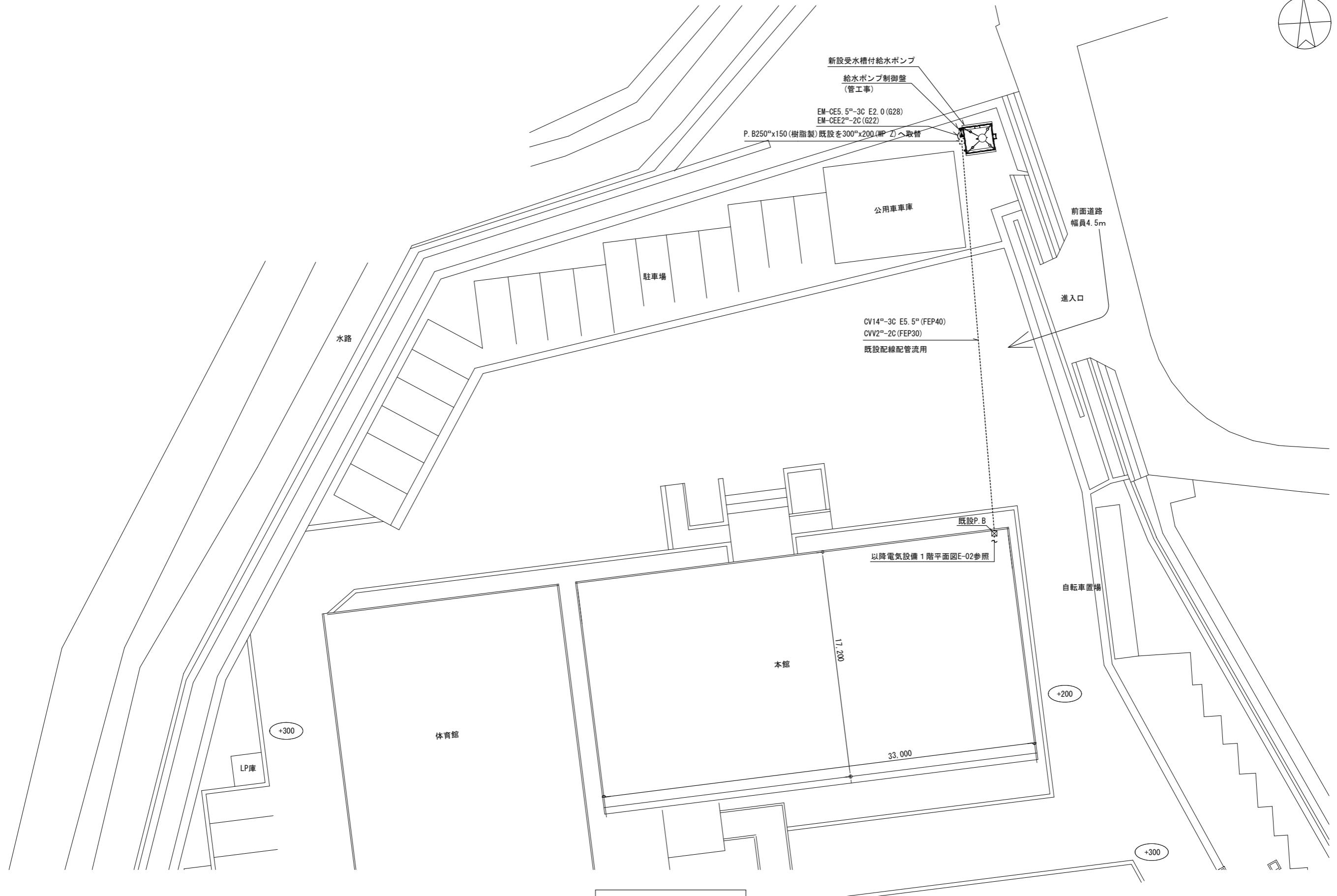
3階床面養生図 1/100

床面養生範囲を示す
※各寸法は全て参考とする

3章 その他

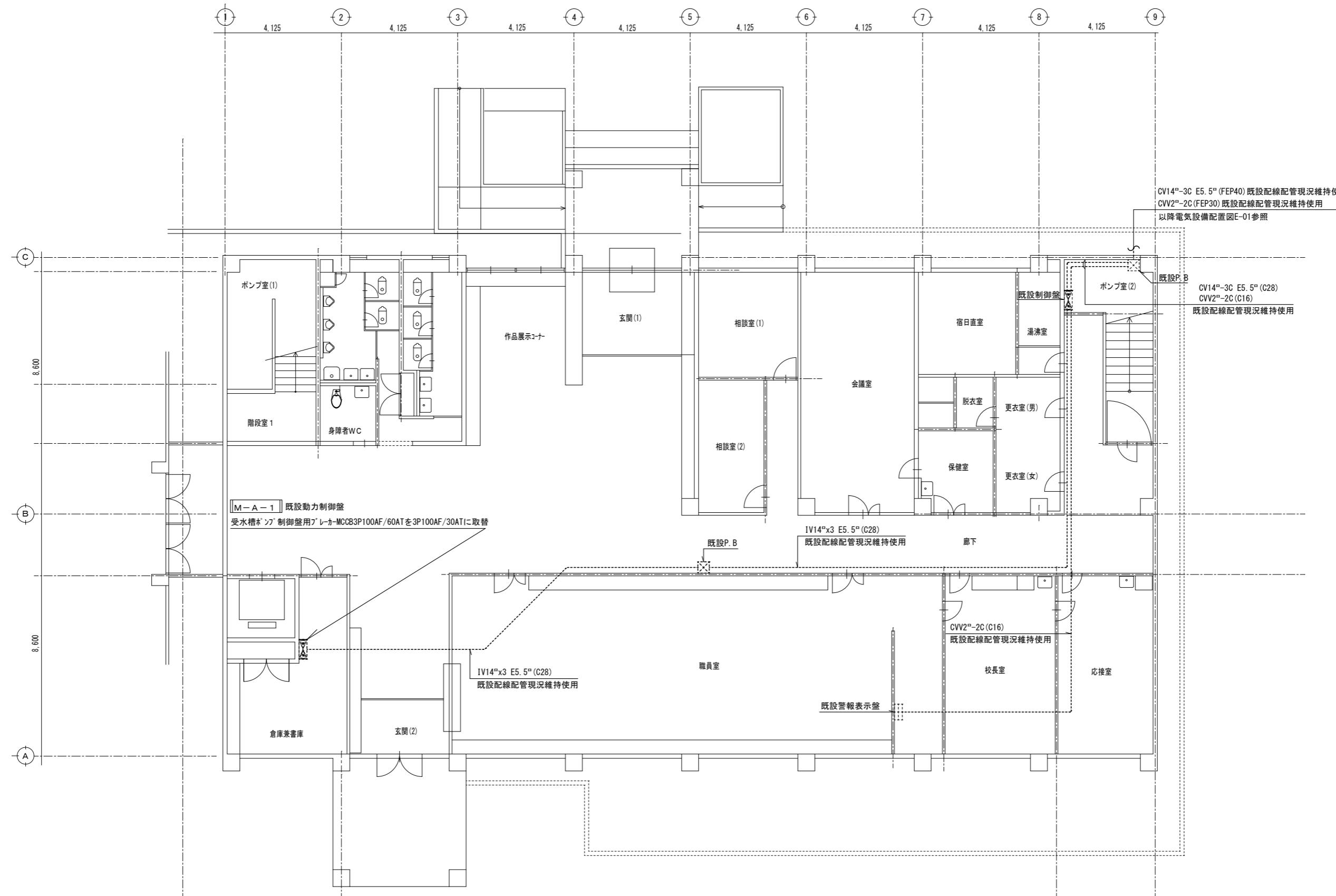
1. 配線記号等

- ① EM-EEFケーブルにて、4芯以上の配線を布設する場合、全部又は一部に4芯のものを使用しても差し支えない。
- ② 図面に明記なき配管は次のとおりとする。
 - (G16) (G22) … 厚鋼電線管(JIS C 8305「鋼製電線管」によるもの)を示す。
 - (16) (22) … PF管(単層管)(JIS C 8411「合成樹脂製可とう電線管」によるもの)を示す。
 - (19) (25) … ねじなし電線管(JIS C 8305「鋼製電線管」によるもの)を示す。
- ③ EM電線及びEMケーブルの表記において、「EM」が省略されている場合は、「EM」付きの表記のものに読み替える。

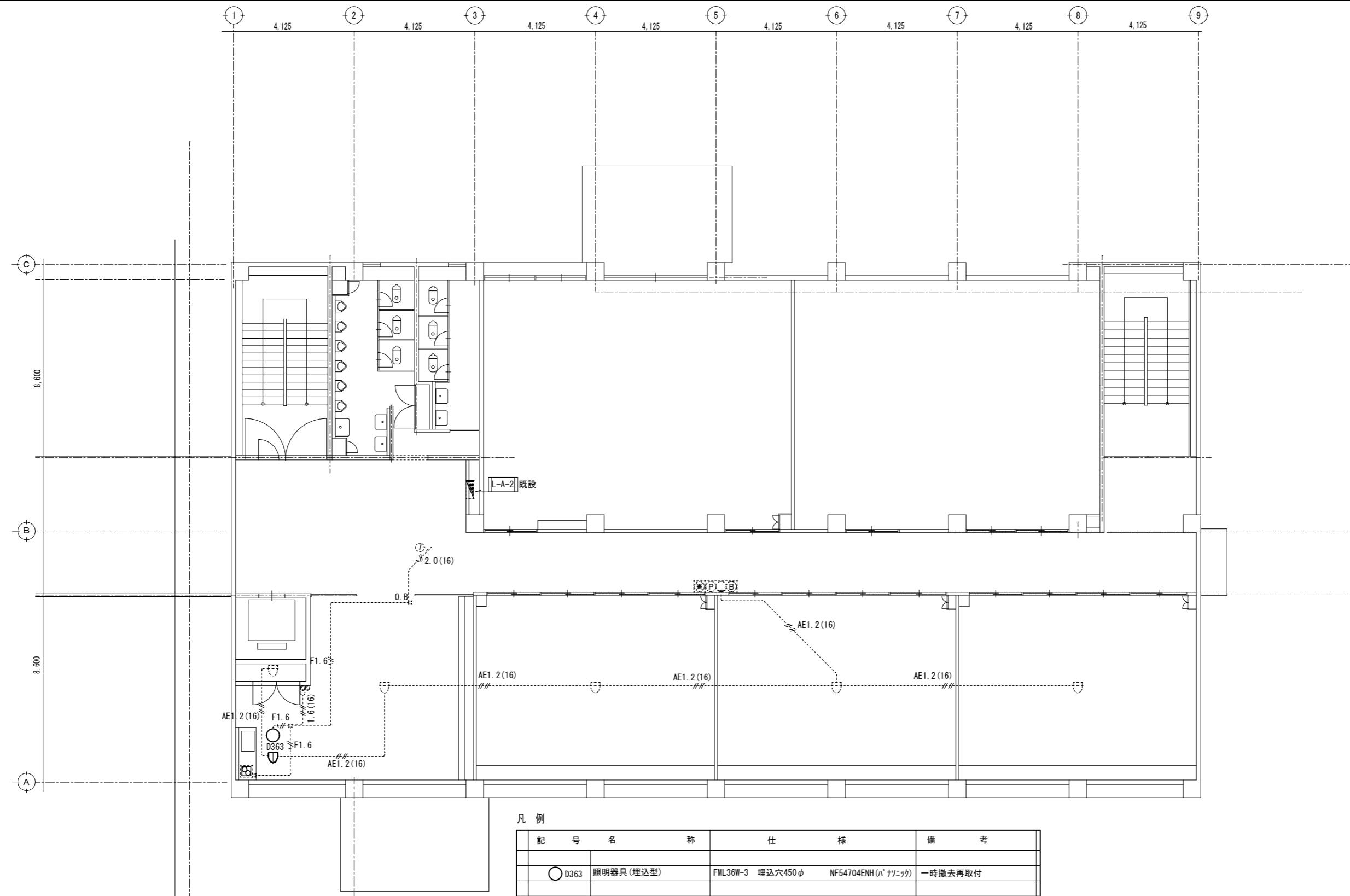


特記

●工事名
徳島県県土整備部営繕課
R7営繕 南部テクノスクール 阿南・桑野 給水設備改修工事●図面番号
E-01●図面名
屋外電気設備配置図●縮尺
1/200ハヤシ設計
〒779-3215 名西郡石井町藍畑字竜王51-36
建築設備士 第16C2-7130KG号 林 美文



●工事名 徳島県県土整備部営繕課	●図面番号 E-02	●ハヤシ設計 〒779-3215 名西郡石井町藍畑字竜王51-36 建築設備士 第16C2-7130KG号 林 美文
	●図面名 電気設備 1階平面図	



特記なき記録（配管）は下記による
天井裏コガシ VVF1.6mm-2C ~ VVFF1.6mm-3C既設配線現況維持使用
多芯の場合は上記の組み合わせによる

打込配管配線	1.6(16)	IV1.6mmx2 E1.6(16) 既設配管配線現況維持使用
	1.6(16)	IV1.6mmx4(16) 既設配管配線現況維持使用
	1.6(16)	IV1.6mmx4 E1.6(16) 既設配管配線現況維持使用
	2.0(16)	IV2.0mmx2 E2.0(16) 既設配管配線現況維持使用
	AE1.2(16)	AE1.2mm-4C(16) 既設配管配線現況維持使用

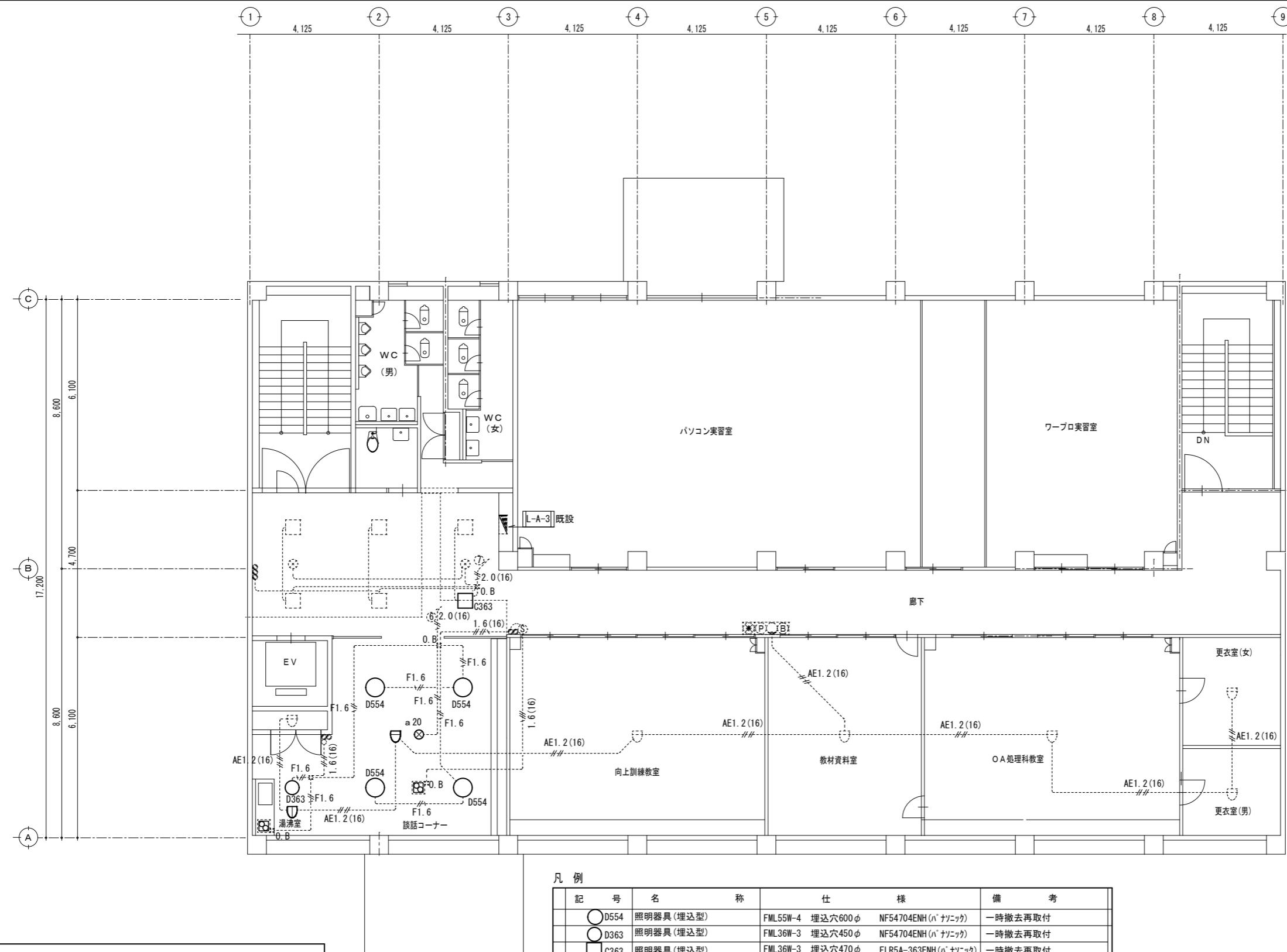
凡 例

記 号	名 称	仕 様	備 考
D363	照明器具(埋込型)	FML36W-3 埋込穴450φ NF54704ENH(ナニカ)	一時撤去再取付
：	アウトレットボックス		現況維持使用
○	埋込片切スイッチ		現況維持使用
∞	埋込片切パイロットスイッチ		現況維持使用
△	換気扇スイッチ		現況維持使用
□	天井埋込型換気扇		グリルのみ一時取外し再取付
△P△G△B	自火報総合盤	壁掛型P型1級ベル・表示灯・発振器・消火栓P押釦	現況維持使用
○	熱感知器(露出型)	差動式スポット型2種	現況維持使用
□	熱感知器(露出型)	差動式スポット型2種	一時撤去再取付
□	熱感知器(露出型)	定温式スポット型1種 防水	一時撤去再取付

注記) 図示実線器具は一時撤去再取付とし。点線器具は現況維持使用とする。

2階平面図 S=1/100

	●工事名 徳島県県土整備部営繕課	●図面番号 E-03	ハヤシ設計 〒779-3215 名西郡石井町藍畑字竜王51-36 建築設備士 第16C2-7130KG号 林 美文
	●図面名 電気設備 2階平面図	●縮尺 1/100	



特記なき配線（配管）は下記による
天井裏配管 VVF1.6mm-2C ~ VVFF1.6mm-3C既設配線現況維持使用
多芯の場合は上記の組み合わせによる

打込配管配線	1.6(16)	IV1.6mmx2 E1.6(16) 既設配管配線現況維持使用
	1.6(16)	IV1.6mmx4(16) 既設配管配線現況維持使用
	1.6(16)	IV1.6mmx4 E1.6(16) 既設配管配線現況維持使用
	2.0(16)	IV2.0mmx2 E2.0(16) 既設配管配線現況維持使用
	AE1.2(16)	AE1.2mm-4C(16) 既設配管配線現況維持使用

凡例

記号	名称	仕様	備考
○ D554	照明器具(埋込型)	FML55W-4 埋込穴600φ NF54704ENH(ハナリック)	一時撤去再取付
○ D363	照明器具(埋込型)	FML36W-3 埋込穴450φ NF54704ENH(ハナリック)	一時撤去再取付
□ G363	照明器具(埋込型)	FML36W-3 埋込穴470φ FLR5A-363ENH(ハナリック)	一時撤去再取付
⊗ a 20	非常照明器具(埋込型)	IL20W-1 (電池内蔵型) 埋込穴150φ	一時撤去再取付
:: 0.B	アウトレットボックス		現況維持使用
◎	埋込片切スイッチ		現況維持使用
◎	埋込片切バイロットスイッチ		現況維持使用
◎	換気扇スイッチ		現況維持使用
◎	天井埋込型換気扇		グリルのみ一時取外し再取付
◎XP(B)	自火報総合盤	壁掛型P型1級 ベル・表示灯・発振器・消火栓P押釦	現況維持使用
◎	熱感知器(露出型)	差動式スポット型2種	現況維持使用
◎	熱感知器(露出型)	差動式スポット型2種	一時撤去再取付
◎	熱感知器(露出型)	定温式スポット型1種 防水	一時撤去再取付

3階平面図 S=1/100

注記) 図示実線器具は一時撤去再取付とし。点線器具は現況維持使用とする。

	●工事名 徳島県県土整備部営繕課	●図面番号 E-04	●ハヤシ設計
	●図面名 電気設備3階平面図	●縮尺 1/100	〒779-3215 名西郡石井町藍畠字竜王51-36 建築設備士 第1602-7130KG号 林 美文